

## 教育厚生委員会会議録

日時 平成24年3月8日（木） 開会時間 午前10時04分  
閉会時間 午後4時30分

場所 第4委員会室

委員出席者 委員長 望月 勝  
副委員長 塩澤 浩  
委員 皆川 巖 棚本 邦由 山田 一功 丹澤 和平 永井 学  
飯島 修 安本 美紀

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

教育委員長 久保嶋 正子 教育長 瀧田 武彦 教育次長 小林 明  
次長 八木 正敏 総務課長 広瀬 正三 福利給与課長 堀内 正基  
学校施設課長 望月 和俊 義務教育課長 堀之内 睦男 高校教育課長 長田 正樹  
新しい学校づくり推進室長 池田 友博 社会教育課長 上笹 純夫  
新図書館建設室長 渡辺 恭男 スポーツ健康課長 一瀬 文昭  
学術文化財課長 高橋 一郎

議題 （付託案件）

- 第24号 山梨県学校職員給与条例中改正の件
- 第25号 山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例中改正の件
- 第26号 山梨県立学校設置条例中改正の件
- 請願第23-1号 山梨県立桂高等学校の中高一貫校への改編に関することについて
- 請願第23-18号 教育予算の増額、教育費の無償化、父母負担軽減、教育条件の改善を求めることについて
- 請願第24-1号 少人数学級の継続的拡大と学級編制の標準の引き下げに必要な財源の確保を求めることについて

（調査依頼案件）

- 第27号 平成24年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び第3条債務負担行為中教育厚生委員会関係のもの

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、調査依頼案件については、いずれも原案に賛成すべきものと決定した。  
また、請願第23-1号及び請願第23-18号は継続審査すべきものと決定し、請願第24-1号は採択すべきものと決定した。

審査の概要 午前10時4分から午後4時30分まで（午前11時53分から午後1時03分まで及び午後2時28分から午後2時47分まで休憩をはさんだ）教育委員会関係の審査を行った。

主な質疑等 教育委員会関係

※第27号 平成24年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び第3条債務負担行為中教育厚生委員会関係のもの

質疑

（障害者チャレンジ雇用事業について）

棚本委員 何点か質問をさせていただきますので、手短かに質問していきます。まず、教11ページ、項計のすぐ上に記載されております学校運営費の中で、マル臨で障害者チャレンジ雇用事業という緊急雇用の事業がございます。障害者の方の雇用をマル臨の緊急雇用を活用して非常にいい事業だと私自身思いますが、どのような仕事を想定されているのかその辺をお伺いします。

広瀬総務課長 ただいまの御質問にお答えさせていただきます。知的障害をお持ちの方、また、精神障害をお持ちの方を対象に考えておまして、仕事としましては、やはりなかなか事務的な仕事というのは難しいところがございますので、学校におけるいわゆる校務とか、あるいは、場合によりましては、教育機関等におけます庭園とかそういうものの施設管理などに携わっていただこうかと考えております。人数としましてはおおむね10人ぐらいを想定しております。

棚本委員 ふだんなかなか就労を目指しても就労機会がないという方々も、大変おられますから、そういう意味で雇用拡大は、今、お聞きして10人ということですが、数は10人かもしれませんが、大きい意味があると思います。

もう1つ、これに関連して、やはり心配になるのが、個人が希望される仕事内容とこちらで想定している仕事内容があわないというミスマッチの問題です。人選する場合にはいかがな方向でされるのでしょうか。

広瀬総務課長 ただいまの御質問でございますが、非常に御心配いただきましてありがとうございます。当然、雇用させていただくに当たりまして、県であれば障害福祉課、それから、国の機関であれば労働局等といろいろ相談をさせていただく中で、また、私ども教育委員会としましては支援学校もございます。支援学校を卒業された皆さんとかそういう情報もございますので、そういう中で適任と思われる方を御登録させていただきます。

ただ、実際に卒業されましても就労の支援施設とか訓練施設とか、そういうようなところでもって訓練を十分に受けられている方もいらっしゃいますので、そういうところの情報もちょうだいしながら、何でもというわけにはいきませんので、可能な仕事等をうまく調整しまして、できるだけ、1年間なら1年間しっかりと働いていただけるようなサポートをしていきたいと考えております。以上でございます。

棚本委員 安心しました。さまざまな情報を活用するというところでありますから、せつかくの雇用でありますから、少しでも実のある事業になることを期待してこの質問を終わります。

（新県立図書館整備事業費について）

次に、教40の新県立図書館整備事業費についてであります。先日の本会議の一般質問でも、私どもの同僚、塩澤議員が、すべての県民に等しくサービスを提供する観点から新県立図書館に望まれる役割について質問をいたしました。

た。答弁の記憶の中では、電子書籍や貴重資料のデジタル化、山梨ポータルなどに取り組んで的確に情報を提供していくということだったと思います。

新県立図書館の情報システムにつきましては、今までの経過を見ますと、平成21年度に基本設計を策定しまして、そこで整理された考え方に基づいて、詳細な点について検討をしたという理解をしております。図書館情報システムの構築に当たりましては、現図書館の現状や県民ニーズをどのようにとらえておられるのか、まず最初にお伺いいたします。

渡辺新図書館建設室長 図書館を取り巻く現状ということでございます。御案内のとおり、近年の情報通信技術の発展は大変著しいものがございます。一般家庭でもインターネットを閲覧できるような環境が整いつつあります。したがって、図書館が果たしていく役割も少しずつ変わってきているのかなと考えております。従来、図書館では、紙媒体の蔵書を基本としたサービス、つまり、本を無料で貸し出すということをベースとしたサービスが中心だったわけですが、これに加えて、インターネットを活用した情報の発信拠点、いわゆるメディアセンターというような役割が求められてきているのではないかと認識をしております。

一方で、現図書館の情報システム、これは平成5年に構築されたものでございまして、既に20年近くを経過しております。したがって、こうした新しい役割を担うことができない状況でございます。ですので、新県立図書館のシステム整備に当たりましては、こうした最新の情報技術を活用しながら、利用者の利便性の向上とか、情報発信機能の強化、業務の効率化、そんなふうな観点でシステムの詳細について検討を進めているところでございます。

棚本委員

わかりました。新県立図書館は塩澤議員も、県民も非常に注視してきておりますから、何度か今のような質問があったことも承知しておりますが、改めて、年度の当初予算ということで考え方を質問しました。

また、今の建設室長の答弁をお聞きしまして、その考え方を踏まえて、重複している質問かもしれませんが、どういう方向へ進みたいのか改めてお伺いをいたします。それから、全体の流れの基本的な考え方もあわせてお伺いをいたします。

渡辺新図書館建設室長 私ども、今、詳細設計をいたしまして、それから、今年度、情報システムの機器、ソフト類の構築、購入、整備なども進めているところでございます。来年度当初予算にもお願いしているところでございます。その中でまず、先ほど申し上げました、最新の情報通信技術を活用したいということでございます。塩澤議員の一般質問の中でも答弁させていただきましたが、例えばホームページを充実させまして、電子書籍あるいはデジタルコンテンツ、そういったものを導入いたします。また、山梨ポータルといったもので情報発信機能を強化してまいりたい。ホームページの中におきましては、情報のユニバーサルデザインにも十分配慮をいたしまして、将来の変化にも柔軟に対応できるようなシステムを構築していきたいと考えております。

棚本委員

ありがとうございました。しつこいようですが、何度もいろいろな場面でいろいろな方がお聞きしており、重複した質問になったかもしれませんが、今、改めてお聞きしたのは、やはり県立図書館はいわゆるセンター図書館だと私は思っています。私の地元の図書館ができるときも、県から司書の方がいらしたり、映像をここへ送るから、そして、子供たちがここで読書するんだとい

うふうに、本当にわくわくしておりました。今、活字離れという話も起こっておりますけれども、やはり活字は活字で必要。今のメディアを駆使した、これはもちろん時代の要請でありますから必要でありますから、そういう意味で期待しております。

（図書館奉仕費について）

次に、教38ページの図書館費の中の図書館奉仕費についてお尋ねをいたします。この中で館外奉仕費等々も盛られております。今、私の地元の図書館をつくる時のことを少し触れましたが、市町村立図書館に足を運んだ場合、欲しい本がないとか、ほかの図書館の蔵書を検索したら、県立図書館に目指す本があったと。これはよく言われる話であります。このようなときに図書館相互に本をやりとりして利用者に提供するという、今まで話題になっていました、いわゆる資料搬送システムが運用されております。

前にもちょっと伺ったら、館外奉仕費はそのための経費が計上されているということですが、先日の私どもの同僚、塩澤議員の質問の中では、このシステムのさらなる充実を図っていくという答弁がございました。県立図書館は市町村立図書館を支援して公的なサービスを実現する、さっき言いました、センター図書館といった、図書館の中の図書館としての役割を持っておられます。こうした観点から、資料搬送システムの安定運用に力を注ぐ必要があると考えますが、まず、予算計上されておりますけれども、現状の問題点はどのように認識されて、あるいは把握されておられますか。

渡辺新図書館建設室長 現在、県内公立図書館の中で、県立図書館も含めまして、山梨県図書館情報ネットワークシステムというものを構築しております。それで、それぞれの図書館でどの蔵書を持っているのか、それから、その本が貸し出し中であるのか、貸し出しできる状態であるのかと、そういった情報を共有しております。したがって、市町村図書館においでになって、お目当ての本を探したんだけどもないという場合には、ほかの図書館のデータ、情報を検索していただいて、どの図書館にお目当ての本があるのか、貸し出し中であるのかと、そういったことで情報の共有についてはある程度安定したものができていると考えております。

ただ、その後、市町村立図書館においでになっても本がなくて、県立図書館にはあるという場合には、本を県立図書館から市町村立図書館に持っていかなければならないという、本の動きについて課題があるのではないかと考えております。現状の資料搬送システムは、県と市町村で費用を出し合ひまして、宅配便で本を送るというわけですが、要望が非常に多くて、宅配便だけではカバーできない状態になっております。カバーできない分につきましては、図書館の職員が会議等の場で本を持ち寄っているという状況でございます。22年度実績で1万3,000件以上の本の流れがございます。したがって、オーダーを受けてから本がお手元に届くまで9日ぐらいかかってしまうという状況になっておまして、ケースによってはもっと長くなってしまいう状況になります。ですから、より迅速に対応できないものかということで、県立図書館、市町村立図書館のほうに問題意識を提起したところでございます。

望月委員長

今、渡辺新図書館建設室長が答弁してくれたんですけれども、質問が社会教育課の図書館奉仕費についてですけれども、答弁は上笹社会教育課長じゃなくて、渡辺室長のほうでよろしいですか。

上笹社会教育課長　そういうことです。

棚本委員

最後の質問になります。いろいろ問題点を把握しておられて、ありがとうございました。かつて私どもも審議会で学校図書なんかの問題も何回か現地調査をして歩きましたら、やはり実際に県や文部科学省などの蔵書数のカウントが行われていました。しかし、このカウント数を見ても、実際に現場に行くと、もうページが落ちていたり、テープで張ったりした、もちろん物を大切するのはいいんですが、そういうものまでカウントされて蔵書数ということになっていることを目の当たりにして、当時、審議会でやはりしっかりカウントした蔵書にしていかなければまずいだろうと、こんな活動も今、思い出しました。

今の問題点は、そういうわけで、センター図書館として、こういうのも一見、細かい話かもしれませんが、わずかな予算額かもしれませんが、まずこういうものがしっかりと稼働して、センター図書館という役割を担うと。いわゆる建物だけ見てすばらしいという評価もあるかもしれませんが、私はこういう部分をしっかり見ていくことが、やはりこういう地道な積み重ねが図書館の活動の原点だと思っておりますから、予算額は少ないけれども、あえて質問しました。

最後に、今までの問題点を把握されて、今後、改善をどのように進めるのかお伺いいたします。

渡辺新図書館建設室長　来年度の取り組みでございますけれども、市町村立の図書館の協力をいただきながら工夫いたしまして、資料搬送システムの安定した運用ができるようにしていきたいと考えております。具体的には、県内の市町村立図書館を幾つかのブロックに分けて、県立図書館職員がそのブロックの拠点となる図書館に図書を配送しようとする。その拠点となる図書館ではブロック内の図書館に、その本を処置というか、整理していただくと、こんなふうなことを考えております。

また、至急、本を取り寄せたいという要望もございます。そういった声にこたえるために、従来の宅配便での事業につきましても引き続き実施していくところでございます。

（中学校武道・ダンス地域連携指導実践事業費について）

皆川委員

教46ページの中学校武道・ダンス地域連携指導実践事業ということで、まず、この武道には、柔道、空手、合気道、テコンドー、いっぱいありますよね。それから、ダンスといっても、ソーシャルダンスからフォークダンスからフラダンスまでいろいろいっぱいあるんですけども、一体これは選択制でやるのか、あるいはだれが決めて柔道にするとか、剣道にするとか……、剣道にはなぎなたもあるよね。これ、どうやって決めるのですか。

一瀬スポーツ健康課長　武道・ダンスの選択につきましては、各学校で判断をしまして、武道につきましては、柔道、相撲、剣道、なぎなた等から選択いたしまして、1科目をやります。ダンスにつきましてはさまざまなダンスがございますが、基本的には、フォークダンスも含めまして、リズムダンスとか、極端な話、エアロビクスダンス、そういったものにつきましても、教育上問題がない範囲内でこれを選択していくという内容でございます。

皆川委員

これ、できる教員がいる、例えば、この学校ではダンスのエアロビの先生がいるとか、そういう教員がいるものしか選べないということですか。例えば剣

道の先生がいるから剣道はいいけれども、ところが、この学校には剣道の先生がいなくて、柔道の先生しかいないといたら、柔道しかできないんですか。選択の幅がすごい狭まれてしまって、それはちょっとおかしい。そうですね。剣道をやりたいけれども、剣道の先生がその学校にいないければ剣道ができなくて、剣道をする子も柔道をする。それ、ちょっとおかしくないですか。

一瀬スポーツ健康課長 今、委員御指摘のように、実際に体育の教員が指導できる科目を選ぶことになりますので、例えば剣道をやりたいんだけど、学校が柔道を選択すれば柔道しかできないというふうになってしまうのが現実でございます。学校側では、指導教員の面のほかに施設の面がございまして、実際、柔道は道着と畳等があれば、授業は成り立つわけでございますので、そういった面で柔道に取り組むような学校もある状況でございます。

皆川委員 柔道は道着があればいいんですけれども、剣道というのは結構大変なお金がかかりますね。これは学校が全部用意するんですか。それとも、生徒が自分で買って、そろえるんですか。

一瀬スポーツ健康課長 授業で使うものでございますので、柔道着だとか、あるいは剣道で使う道具につきましては、基本的には個人で用意していただくこととなります。

皆川委員 極端なことを言って、剣道をやりたいんだけど、道具が買えない子は剣道ができないということになるわけですね。教育上、これっていいんですかね。おかしいと思うな。

それから、先生がいないからって、例えば町道場でやっていて国体に出られるような剣道の選手がいたとして、しかし、必須科目が、剣道の先生がいないから、柔道をやるとなった場合に、これ、おかしいじゃないですかね。いわゆる県民体育の向上というか、国体へ出られるような選手がいるにもかかわらず、必須科目がその選手は柔道をやらなきゃならないということになるわけでしょう。そこら辺をどう対応していくつもりですか。

一瀬スポーツ健康課長 今回の中学校の武道必修化のそもそもの理由でございますけれども、今、高校では各種さまざまな武道の科目をやっているわけではございますが、中学の時点から武道の伝統的な考え方や動きを理解する必要があるということです。現状、県内に全部で87校の中学校がございまして、このうち、柔道は65校が取り組む予定になっております。それに対しまして、剣道が14校となっております。どうしても学校側も、学校側の条件が整った中でやるという話になっておりますので、原則、その中でしていただくしかないという状況でございます。

皆川委員 例えばなぎなたの選手が、中学とか部活でやっている人は、ここはなぎなたがないんだと。こうなったら、剣道しかできないということでしょう。そうすると、自分のやりたいスポーツができない。それは必須だから、どうしてもやりたくないものをやらなきゃならないという選択を迫られるなんて、その辺の対応はちょっと柔軟性に欠けているような気がするんですけどね。これはもっと基本的なところから来ている話だと思うんですけれども。

それから、必須に向けた教員の指導力向上のための経費というのがあるけれども、実際に教える方は、例えば柔道なら柔道の段を持っていないければ、剣道なら剣道の段を持っていないと、だめなんですか。

一瀬スポーツ健康課長 先ほど柔道に取り組む学校が65校というお話をさせていただきましたけれども、その65校に対しまして、現在、中学校の体育教員も含めまして、有段者が45名でございます。したがって、有段者のみが指導するというのではなくて、柔道にそこまでの実力といいますか、経験のない教員であったとしても、これはしっかりと対応して指導していただくことになります。

皆川委員 僕もやったことがあるけれども、柔道は極めて危険性が伴うんだよ。柔道の有段者じゃない人に教えられたら、大変だと思うよ。受け身をちゃんとすればいいと言うけれども、そういうものじゃないと思うね。きちっと教えないと、けがにつながる。いろいろな事故が起きたとき、どう対応していくつもりなのかね。せめて有段者じゃないと、僕はえらいと。もし有段者がいないところは、仮にほかの柔道の一般の人たちを呼んで、その人たちにやってもらうという、外部指導者のことは考えていないんですか。

一瀬スポーツ健康課長 経験者でない教員も含めまして、平成23年に1回、講習会等を開いております。また、山梨大学の先生等にも入っていただき、なおかつ、柔道連盟の方々にお集まりいただきまして、授業をどのように進めていくかという手引を作成いたしまして、関係教員一人一人に1冊ずつ配付しました。これを参考にいたしまして、しっかりと指導していただきます。それから、DVDをつくりまして、指導で活用してもらおうという話もしているところでございます。

また、現在、文部科学省でも安全指針を考えているということで、それがまだ私どものほうには届いていないわけでございますけれども、今、委員おっしゃられましたように、例えば受け身ですが、当然のことながらきちんと入っている。それから、例えば大外刈りのように頭から落ちるようなわざは教えない。固めわざを中心にやるというように安全指針の中で示されるようなことが対処法で載っているわけでございますけれども、そういったことにはもちろんのこと留意しながら、けがのないように進めていっていただくことを考えているわけでありまして、有段者が学校にいないような場合がございまして、それにつきましても、外部指導者、指導員になるべく入っていただくような取り組みにつきましても進めていきたいとは考えております。

皆川委員 しかし、何か不安を感じますね。だけど、大外刈りはだめなんて、ばかな話あるわけない。そんなことじゃ、何のために教えるの？ 競技はいけないの？ 締めわざは危険性があるので、締めてはいけないけれども、大外刈りみたいなわざを使わないなんて、そんな指導、本当にあるんですか。

一瀬スポーツ健康課長 ちょっと説明不足でございました。例えば初心者に対しては危険なわざをかけない。それから、大外刈り等のわざは、ある程度の習熟度が増した段階で練習するというようなことでございます。

皆川委員 趣旨は理解しました。例えば剣道なんかの場合、突きとか、極めて危険だよな。これは指導者はきちんと段を取るように、そのための、研修、実践を行うための経費じゃないの？ 指導者に対する指導ということは、しっかりやらないと、特に剣道の場合なんかは危険性があると思います。もうちょっと詰めてしっかり考えていただいたほうがいいと思うんですけれども、教育長、どうですか。見解を。

瀧田教育長 委員からも御指摘をいただきまして、さまざまな課題が浮かび上がってくるかと思えます。本来この武道は、競技力の向上ということが第1の柱ではなく、日本武道を通して我が国の伝統文化を学び、あるいは礼儀とか、相手を思いやるという態度を養うことが肝要かと思えます。

委員からも御指摘がありましたように、剣道ということになると、一人前の道具が相当高価であります。とりあえず肌につけるものは安くごさいます。いわゆるタオル、手ぬぐいに近いものもありますが、これが個人負担になり、そして、もしこれを武道の種目として取り入れる学校にあっては、胴、こういったものはある程度の台数を用意して、それを共用できるようなそういった工夫も可能かと思えますので、委員から御指摘いただきましたこの課題等を整理しながら、子供たちの武道あるいはダンス等についての教育環境を整備したいと思えます。以上でございます。

（新県立図書館整備事業費について）

皆川委員 じゃ、ちょっと質問を変えます。教40ページの新県立図書館の駐車場整備費に関連しまして、これ、150台分の駐車場の整備ということなんですけれども、どういう形の駐車場にするんですか。ただ平らにするだけ？ それとも、カードを入れたり出したりするとか、そういう方式はどうなっていますか。

渡辺新図書館建設室長 駐車場は150台規模でございまして、平面の駐車場でございます。アスファルト舗装いたしまして、周りを植栽で囲います。そして、東側を入り口、山日側を入り口にいたしまして、そこにゲートを設置いたします。一般的なバーが上がるようなゲートを設置いたします。そちらから駐車券をとって入っていただいて、図書館の中で精算機がございまして、処理をしていただく。そして、出口は武田通り側にゲートをつくりまして、そちらから出ていくと、そんな運用を考えております。

皆川委員 図書館の職員はカードを渡しておいて、それでできるようになっているんですか。職員については別の駐車場になるんですか。

渡辺新図書館建設室長 県立図書館の職員が通勤で車を使う方は、図書館駐車場を使うことはございません。

皆川委員 使うことはできない？

渡辺新図書館建設室長 はい。

皆川委員 じゃ、本当に図書館を使う人だけのための駐車場で150台ということですね。それで、入って行って、中でもらって。駐車場のカードは入館するときにもらうんですか。

渡辺新図書館建設室長 東側、山日側の入り口のほうにゲートをつくりまして、そちらで駐車券をとっていただくと、ゲートのバーが上がると、そんなシステムを考えています。

（教育指導費について）

山田委員 大きく4つです。  
まず初めに教26ですが、教育指導費の中で使用料というのが今回うたって



あるんですが、この事業の中で使用料が収入として上がるような事業はどれを指しているのか教えてください。

長田高校教育課長 使用料というのは何に使っているかという御質問でしょうか。ちょっと御質問の内容が。

山田委員 当然、収入項目で使用料が上がっているわけだから、支出はともかくとして、収入、財源としてこの金額が上がっているのです。一問一答だからと思ったんですが、前年度700万円で、今回1,800万円なんですよ。その根拠もあわせてちょっと教えていただきたい。

この後で結構です。

（育英奨学金貸付補助金について）

次に教29ですが、ここに就学奨励費がありまして、その3番目、育英奨学金貸付金補助金1億5,600万円。これについては、どうも見ると、国補が全く同額であるので、これを奨学金として貸し付けるというものであるのですが、貸付金が返ってくるのであれば、どこかでこの受けがなければやっぱりおかしいので、これはどういう性格の補助金なのでしょうか。

長田高校教育課長 これにつきましては、日本学生支援機構から貸し付け原資として補助金が来ておりまして、その金額になっております。と申しますのは、みどり奨学会が公益財団法人になりまして、日本学生支援機構から業務を委託されまして、それで、そちらから原資をいただいて、その原資が、今のところ、平成26年度まで来るという予定になっておりますが、その後も向こうの関係でもう少し伸びるのかもしれませんが、それが毎年原資として来ておるとい状況でございます。

山田委員 実はそれは私もわかるんだけど、要は、その後、貸し付け原資なんだから、返ってこなければいけない。返ってくるという前提なんでしょう。それについての費用項目はどこに盛ってあるのでしょうか。

長田高校教育課長 みどり奨学会は公益財団法人になっておりますので、県からみどり奨学会へお金を出すということですね。ですから、みどり奨学会の中の支出項目とか収入項目とかという形では処理されておりますけれども、ここには載っていません。

山田委員 出しっ放しということですね。わかりました。それが2項目。

（新しい高校づくり推進事業費について）

3項目、教31ページになりますが、新しい高校づくりの中で、この中に中高一貫もあるんですが、この後、多分そちらのほうについてはまた細かく質問があると思います。私がちょっと気になるのは、高校改革アンケート調査の実施なんです、これ、対象と、どのようなアンケートを想定しているのかお聞きしたい。

池田新しい学校づくり推進室長 高校改革アンケートは、毎年、中学3年生と高校1年生は抽出、担任を持っている中学校、高校の先生、それと、抽出した生徒の保護者を対象に毎年行っているものです。

山田委員 毎年行っているようですが、アンケートというのは、とる側の意図によって、言葉は悪いですがけれども、かなり誘導できる部分があって、中高一貫校でも、普通の人だったら、ないよりあるほうがいと、それをもって80何%だと言われても、我々もやっぱり税金をどういうふうに執行していくのかといても、我々としてはチェックしかできないわけだから、そういう部分において、単にアンケートと言われても、どういう趣旨というんですかね、例年同じ項目とか、その辺についてはどうなんでしょうか。

池田新しい学校づくり推進室長 内容につきましては、入試関係の部分が多く、例えば前期募集とか後期募集とか、そういう部分です。最近の中高一貫についても設問しておりました。おおむねメーンのものは毎年同じ項目にすることで、前年との変化を参考にさせていただいています。

山田委員 アンケートの細かいところはまた後日聞くとしまして、今回予算がこの項目で増額されているということで、アンケートも例年どおり実施されているというところ、この中でガイドブックの作成費がそのまま増額に当たっているのかどうか、その辺のところだけもうちょっと聞かせてください。

池田新しい学校づくり推進室長 今年度と来年度、審議会を行います。今年度は6月補正で審議会の経費を計上させていただきました。それで、これ、当初予算の比較になっておりますので、昨年度の299万円という予算については審議会の経費が入っていないということです。

（山梨ことぶき勸学院運営費について）

山田委員 では、最後の項目でございますが、教37ページ、ことぶき勸学院。私も本当に大賛成なんです。大賛成であるけれども、数字上の説明が今ありました。昨年は県費を1,800万円投入して、今回3,200万円ということですが、今、社会教育課長から御説明があったけれども、事務局費の分を加えたということなんです。教育委員長も職業会計人ということでありまして、特段の事情がない限り、每期会計基準を変えるということはどう見てもおかしい。一目見た場合、いわゆる仕分け作業の中では基本的にカットされた。我々はいい事業だからってみんなが盛り立ててやったけれども、会計基準を変えているから、4,500万円ぐらいかかっているところが3,200万円だと言いたいところなんだろうけれども、この数字だけ見れば、やっぱり一応切るんだという仕分けをした人たちが見たら、何かけんかを売っている予算に見えますので、それについてはどう考えますか。

上笹社会教育課長 昨年の9月に行われました行政評価の中で、経費がかかり過ぎるといっても1つの評価としてありましたので、それを踏まえながら、平成25年度に抜本的な見直しを意図しながら存続ということで詰めさせていただいているところです。24年度の予算につきましてもそういった面を考慮しなければならないという判断の中で、そこにありますように、23年度につきましては全体としては4,800万円ほどの経費でしたが、課別説明書の1つ目の丸にありますように、24年度全体では3,898万円ということで、約1,000万円の削減を考えていることとなります。

山田委員 会計基準を変えているから、下がったということでしょう。だから、会計基

準を変える、つまり、ほかにあった人件費を今回はここに入れたというふうに我々としては理解したんですが、その、変える特段の事情は何なんですか。

上笹社会教育課長 行政評価の判断を踏まえまして、現在、ことぶき勸学院のほうは9学園で運営し、それから、大学院のほうは甲府と都留の2学園で運営している現状がありますが、25年度以降については、ことぶき勸学院の勸学院については甲府と都留の2学園体制、それから、大学院については廃止という、そういう体制になりますので、そういった、今までの体制とは違うということの中で、当然、経費についても削減になっているということでもあります。

山田委員 どうも私の言っていることが理解できていないようなんですが、前年の当初予算が2,800万円で行って、多分、残りの2,000万円ぐらいは事務局費にお金が入っているという説明じゃなかったですか。だから、そうであれば、今回も同じような会計基準をもってここに計上しなければ、これでは、一般的に見た場合、増額されていると見えるから、それはけんかを売っているように見えませんか。そのための会計基準を変えるには、特段の事情がなければ変えないというのが会計の大原則なんだから、それについてどう考えるかと聞いているわけです。

上笹社会教育課長 すみません、説明が不十分で。再三話をしているわけですが、外部評価の委員の皆さんから、ことぶき勸学院については、大学院については設立の目的からいって役目を果たしたということで廃止、勸学院についてもほかの生涯学習機関があるので統合等を考えたという評価がありました。

それから、もう1点ですが、ここにある計上額ですが、もう一度言いますと、2,571万円のところは、去年は1,056万円、それから、その下の1,128万円のところは、平成23年度は1,513万円、それから、その下の都留学園のところは、平成23年度は255万円ということで、それを合わせて2,825万円というのが去年の計上した金額ということですよ。

望月委員長 上笹課長、質問している趣旨が違う。当初予算との比較の中で言っているから。

小林教育次長 今回の山田委員の御質問ですけれども、この予算の組み立てを変えた特段の理由というのは、そもそもことぶき勸学院の外部評価の中で、これは同じ事業ですから、2つに分かれていたものを一緒にしたほうがいい、同じところで計上したほうがいいという指摘がございまして、今回このようによそにあった人件費をここへ入れたと、こういうこととございまして。

山田委員 それは私たちは新聞紙上でしか見ていないんですが、明確なその指摘もあったという理解ですか。

小林教育次長 御指摘のとおりでございます。そのような指摘がありまして、今後の改善策の中の1つとして、私どもでこのような組み立てを考えたところでございます。

山田委員 じゃ、ありがとうございます。わかりました。

（教育指導費について）

長田高校教育課長 先ほどの教26ページの使用料につきまして、お答えしたいと思います。

そこにありますように、前年度は700万円だったものが、左側の予算額では1,800万円、そんなふうになっておりますが、前年度は、ここは当初で700万円、それから、6月補正で1,000万円という形でやらせていただきましたので、金額はそう変わっておりません。

使用料ということですが、使用料につきましては、施設使用料として高等学校の入学料という形で生徒からいただいております。1人当たり5,000円という形でいただいておりますので、それを充てていると。

山田委員           そうしますと、ここで一応項目をうたってあるって、どこで受けるんですか。この事業じゃなくて、いわゆるこの項目、指導費全体の中で受けていると？個々の事業ではなくてということですね。

長田高校教育課長   ここでは、夢をはぐくむ体験活動サポート事業という形でやらせていただいています。

（クレ射撃競技練習場確保事業費補助金について）

永井委員           教44ページ、マル新のクレ射撃競技練習場確保事業費についてお伺いします。ここの中でクレ射撃の競技力に影響が出ないように、射撃場の利用に要する交通費等を助成するということですがけれども、まず助成の内容についてお伺いいたします。

一瀬スポーツ健康課長   クレ射撃場の整備凍結に伴いまして、従来、葦崎射撃場で射撃の練習をされていた方々がその練習ができなくなってしまいました。そのかわり、県外、それから、県内の別の射撃場に練習に行っているということで、その方々に対します交通費、それから、葦崎射撃場でのクレの単価と他のクレ射撃場にあるクレの単価の差額分につきまして、この2つを助成させていただくものです。

永井委員           ありがとうございました。  
もう1点、助成の方法についてお伺いいたします。

一瀬スポーツ健康課長   現在のところ、県からまず体協に補助金を交付して、さらに、体協から県クレ射撃協会に交付していただくということを考えております。基本的には、年度初めに年度計画を提出していただきまして、交付決定します。それから、何回か概算払いということで、2回か3回の支払を行いまして、最終的には年度末に一括して精算することを考えております。

永井委員           年度で一括して支払われるということ？2回、3回払われるということですね。確かに、一括して当然請求があつて、1週間ごとになかなかそれを当然交付するなんていうわけにはいかないと思うんですけれども、2回、3回のパンをできるだけ短くして、選手の経済的負担をより軽減させていただきたいと思っております。

あと、その補助事業は、競技力の低下を避けるものだということで承知をしております。以前、委員会でも課長からお話をいただきましたが、5年間の競技力にどう影響するのかということで実態調査をされるという御答弁を以前いただきました。実態調査をしている間に競技力が落ちてしまつては、元も子もないと思っておりますので、この補助金の使い勝手等も含めて、ぜひ選手となるべくきめ細やかな意見交換をしていただきたいと思うんですけれども、その部分

について県の御所見をお願いします。

一瀬スポーツ健康課長 使い勝手につきましては、今後もクレ射撃協会事務局も含めまして、皆様から御意見をちょうだいしながら、少しでも使い勝手がいいものとしてまいりたいと考えています。

永井委員 ありがとうございます。この補助金のこと、補助金の使い勝手もそうなんですけど、ぜひ競技力の低下につながらないように、できるだけ定期的に、例えば半年だとちょっと長いと思うので、3カ月ぐらいのスパンで、体協とかクレ射撃協会のほうから意見を吸い上げるような形で意見を聞いていただきたいと思うんですが、使い勝手以外に、そちらのほうはいかがですか。

一瀬スポーツ健康課長 競技力が安定しているかあるいは低下しているかの判断としましては、国体の競技成績であったり、あるいは全日本大会、関東ブロック大会などそういった大会の競技結果を踏まえた中で、ある程度判断していくというふうになるかと思しますので、今、委員もおっしゃいましたように、2カ月、3カ月という単位ではなかなかちょっとその辺の判断はしづらいのかなと思っていますので、やはり国体等の成績を踏まえた中で考えていきたいと思っております。

（ 休 憩 ）

（いじめ・不登校ホットライン事業について）

飯島委員 それでは、質問をいたしたいと思えます。教5ページをお願いします。教5ページの教育相談事業費、そこに書いてありますけれども、いじめ・不登校ホットライン事業についてお伺いしたいと思えます。

いじめの問題は古くて新しい、ずっとある問題でありまして、このように対応していく24年度の予算計上はとても歓迎しています。私も、本県が平成8年からいわゆるいじめ・不登校ホットラインを開設したということは承知しておりますが、これまで、今回でいうと24時間電話相談され、手厚くそういう事業をされているということで歓迎するんですが、総合教育センター内にそういうものを設けているということですが、24時間体制をもう少し細かく、どういう体制で、どういう人数でやられているかという御説明をいただければと思います。

広瀬総務課長 ただいまの総合教育センターでのいじめ・不登校ホットラインに関する御質問にお答えさせていただきます。まず体制でございますけれども、今、御指摘ございましたように、平成8年から始めさせていただいたんですが、現在の24時間体制になりましたのは平成11年からでございます。平成20年には、いわゆる深夜の時間帯につきましては、携帯電話を使った着信で応答するような格好になっておりますけれども、人員につきましては、もちろん職員も対応するわけでございますけれども、基本的には非常勤の職員21名を雇用いたしまして、平日、それから、平日の夜、土日、深夜等に電話の対応をさせていただいているところでございます。

飯島委員 非常勤の職員の方で24時間対応されているということですが、いろいろな内容があると思うんですね。それで、中には……、その前に、非常勤の方々の資格というか、経験条件みたいなのはあるんですか。

広瀬総務課長 担当しております職員の方の採用に当たりまして、特別こういう資格がなければだめということではございませんが、仕事の内容からいたしまして、いわゆる教員のOBとか、それから、最近の傾向としましては、やはりスクールカウンセラーの方、臨床心理士の資格を持っている方などが従事しているところでございます。

飯島委員 質問が後先になってすいませんでした。いろいろな相談内容があると思うんですけれども、そういう囑託の方が輪番ですら中で、即答できる問題と、ちょっと待ってくださいと。会社の組織でいうと上司の方にもう少し相談して回答するよという場合もあると思うんです。今申し上げたように、少し待ってください、また後日こちらから電話するか、電話をいただいて回答するよという答え方があるのか、それとも、その電話で完結してしまうのですか。

広瀬総務課長 ただいまの御質問でございますが、基本的には、電話をいただいて、原則、そこで悩み等にお答えができることをもちろん考えています。これは電話相談という性質から考えますと、そこでお答えをします。ある程度緊急性があつて電話をしてくる。または、普通、いろいろな人のいるところでは話ができないということもあります。中には、深刻な問題であつたり、また、ほかの機関との調整をしなければならぬような案件ももちろんありますので、そういう場合につきましては、当然、相談の内容につきましては記録をとりますので、平日であれば、職員や、また周りの同僚と相談をしながら、あるいは関係機関と対応していく。また、夜等の場合はほかに誰もおりませんので、次の日の朝、回答するというところでございますが、ただ、残念ながら、私も聞いた範囲では、ほとんどの場合がやはり匿名の相談でございます。次にフォローすることは、なかなか難しいこともあると聞いております。以上でございます。

飯島委員 おっしゃったように、相談する方が自分の身分を明かしにくいということでは、また後日というのはなかなか難しいのかなと思いますが、例えばこれは1つの案ですけれども、こういう相談に乗って、こういう回答をしたいと思った、こういう現状ですよというふうなものをどこかのホームページとかそういうのに、ごく一般的な質問だということでもフォローしていただければ、さらにこのホットラインが生かせるのかなと、これは私のちょっとした感想でございます。

それから、よくありがちなんですが、せっかくのこういうサービスというか、事業が非常になれがちになってしまう。対応しているんですけれども、かけてくる人が、精神状態とか、匿名ということもあつて、クレームになるということが考えられるんですが、そんなことの予防といいますか、録音して、広く、次にそういうことがないように申し送りするというようなこともよくコールセンターであるんですけれども、そんなことはやっているんでしょうか。

広瀬総務課長 やはり電話ということで非常に匿名性の高いということもございまして、中にはもちろん、いわゆる教員だとか学校とかに対するクレーム的なものも全くないということではないんですけれども、でも、お伺いしている範囲では、そういう件数はあまりないということを知っております。

録音ということもございまして、録音につきましては現在していません。というのは、やはり今申しましたように非常に匿名性が高うございまして、電話相談が年間ですと1,000何件、多いときは1,600件とかあるわ

けでございしますが、自分のお名前なり立場を名乗られる方というのは、正直、五、六十人程度のようにございまして、その場合に、録音をしますよということは当然お断わりしないと、無断で録音するとまた大変なことになります。どちらかといいますと、やはり受け付けをして、電話をお聞きして、いろいろ御相談に乗るといところがやはりその主目的になるかと思しますので、録音することによって、逆にそれがしにくくなってもいけないという、その辺は相反するところもあるんでございしますが、そういう考えの中、録音することも場合によってはもちろん必要かという部分も考えまして、また設備等の問題もあります。それについては検討させていただきながら、対応していきたいと考えます。

飯島委員

録音の問題は1つのケースということでまたお考えいただければということです。

あと、平成8年からいじめ・不登校ホットラインを開設してもう16年目ということですが、これを続けている意義ももちろんあるということで、続けられていると思います。あと、ここまで来るのに、その年によっていろいろ傾向があったり、かけてくる人は、身分は明かさないかもしれませんが、児童が多いとか、親御さんが多くなっているとかはあると思うんですが、平成23年度から24年度にまたこれを導入するに当たっては、どんな傾向があって、どんなことが24年度はありそうだなということで導入したかというのわかりましたらお教え願いたいと思います。

広瀬総務課長

ただいまの御質問に答えさせていただきます。相談の主な内容、中身をいろいろ分析……、もちろんあいまいなところもあるんでございしますが、今のところ、私どもがお伺いしているもので件数が多いものは、不登校とかいじめ等が多いと聞いております。やはりあとは、情緒問題といいますか、自分の心が非常に不安定だという問題とか、なかなか情緒問題とかいうところでは区別がつきにくい部分がありますけれども、不登校等が多いということです。

不登校も、学校に行けなくて困っているというだけじゃなくて、なぜ学校に行けないかということ、やはりいじめられているとか、そういうものとの関連も多うございします。そういうものにつきましては、相談員の中でも、また職員も含めて、課題検討会というか、事例の検討会というようなものを、少なくとも月一遍程度は開いております。当然、毎次毎次の記録はとっておりますので、その辺の傾向とか、それに対する内容とかも記録をとらせていただいて、研究をしながら、有効にこの事業が運営できるように、これまでもやっておりますけれども、これからはよりそういう分析をしっかりしてやっていきたいと考えています。

飯島委員

課題検討会を行っているということで安心しました。課長がすごく細かいところまで知られていないのかもしれませんが、その課題検討会の中で、不登校とかいじめとか、それから、心の不安定とかそういう問題を取り扱ってやっているということで、未然防止に努めるという目的もあるわけですから、引き続きやっていただきたいなと思います。

（いじめ・不登校対策事業費について）

それから、教23、義務教育課になるんですけれども、ここにいじめ・不登校対策事業費というのがあるんですね。課は違うんですが、似たような事業をやっているんですが、ちょっと、こんな質問をしていいのかわかりませんが、

整合性というか、事業の内容の有機的なつながりというのはあるのでしょうか。

堀之内義務教育課長 ただいまのいじめ・不登校のホットライン等につきましても、センターから義務教育課にも報告が入りまして、ここの相談部とも連絡をとりながら取り組みをしております。義務教育課の事業でやっている教育相談事業とセンターでやっているものは関連性を持ちながら取り組んでおります。

飯島委員 その回答を聞いて安心しました。一つ一つの事業が、課は違うんですけども、関連しているということですので、これからはっきり関連して、いじめに対しても取り組んでいただきたいなと思います。

（県立学校冷房設備設置費について）

それから、教18ページに戻ります。県立学校冷房設備設置についてです。これも近年本当に猛暑が続いていまして、学校現場がとても暑くなって、日中のいわゆる気象庁の発表する温度よりも2、3度高いというのが通常で、生徒さんあるいは学生さんが苦勞して、やっとなんとか、厳しい財政の中でそういう取り組みができたということは大いに歓迎したいと思います。

先ほど御説明もいただいているんですが、県立高校全般ということなんですが、再度、私の理解を確認するため、もちろん定時制も特別支援学校も含まれるということによろしいですか。

望月学校施設課長 はい、含まれます。

飯島委員 わかりました。定時制は夜間もあり、熱帯夜みたいなこともあるので、それはありがたいと思います。おおむね3年の間に整備されるということをおおむね伺いました。

あともう1つ、今、昨年の大震災から、電力消費について、いろいろな角度から問題というか、心配されている中で、この冷房設備に関しては、設備の動力というか、エネルギー対策についてです。電力とか、今、ガスでGHPとかいろいろなやり方があって、コストも安いという情報もあるんですが、その辺の冷房設備の形態に関してはどんなふうに考えていますか。

望月学校施設課長 できるだけ省エネタイプをとということで、具体的には営繕課で改めて検討していただけるわけですが、最近、学校の特別教室とかには、ガスによるシステムを設置してきたんですけれども、経費的にも、エネルギー消費量的にもいいんじゃないかということですので、引き続きそんな方向になるのではないかと考えております。

飯島委員 学校教育では、エネルギーと環境関係もありますので、そんなことも生徒の手前、ぜひやっていただきたいなと思います。

（わかば支援学校建設事業費について）

それから、教19ページです。マル新のわかば支援学校建設事業費261万円。これは私も会派で何回か視察も行かせていただきました。教育厚生委員会の望月勝委員長も昨年6月の本会議のときに質問をさせていただいて、早くしてほしいということで、やっとなんとかの予算がついたのかなと思って喜んでいました。24年度は用地測量ということなんですが、今後の27年度の開設に向けて用意周到に精度を高めてやってもらえると思うんですが、用地測量は大体どのぐら



いの時間をかけて解決して、その次のステップに進むかというめどがありましたらお聞かせ願います。

望月学校施設課長 年度が明けてから委託を出しまして、用地測量のほうは三、四カ月程度です。それを受けまして、設計業務委託の経費を計上させていただければと考えております。

飯島委員 計画も既に見えているということですから、なるべく計画の27年の開始におくれないようにやっていただきたいということでございます。

（学力向上対策事業費について）

最後に、教22、下から2番目の丸の学力向上対策事業費の中で、ポツの2番目、学力把握調査の実施ということですが、これは私、あまり好きじゃないんですが、いわゆるつまずき診断検査ということで、県独自に昨年からはじめたのをまた今年も引き続きやるということだと思っておりますが、これは昨年、いわゆる現場の市町村から、負担も多いから参加に二の足を踏んだという情報もあるんですが、そういう現場の市町村の取り組みも含めた学力テストの結果というものを、もう既に公表はされていると思っておりますが、もう一度お伺いしたいと思っております。

堀之内義務教育課長 この学力把握調査につきましては、6月の補正が可決されてから取り組みを始めました。一部新聞で、当初、旗は振ったけれどもついでこないな記事があったんですが、実質は28のすべての教育委員会でご協力いただきました。そして、すべての学校で問題を活用していただき、しかも、8割以上の学校でテスト形式で実施した。その後のアンケート調査等におきましても、手前みそですけれども、県としてそういう学力の基礎・基本の部分についての調査をよくつくってやってくださったという好意的な回答も多かったと自負しております。

結果につきましては、平成22年の全国学力・学習状況調査と同様でして、やはり私たちも基礎・基本の部分についてこのぐらいできたほうが良いという問題をつくったんですが、小学校3年の算数を除いて、ほかの教科は、私たちが8割ぐらいできたほうが良いと想定したんですが、そこまで至っていないということで、まだまだ不足しているという、全国と同じような結果が出ました。そのため、これを受けてすぐ、説明会で今後の取り組み等についても指示し、学校現場でも取り組んでいるところでございます。

飯島委員 今、堀之内課長が挙げました。定着率がいまいちだということでもう1回やろうという話だと思います。対象の児童・生徒さんたちは、小学3年生、5年生、中学2年生で、国語・算数、国語・算数、国語・数学・英語という科目なんですが、これは当たり前と言えれば当たり前なのかもしれませんが、すべて国語があるので、やはり国語は大事だという認識でいいですよ。

堀之内義務教育課長 我々、学習指導要領全体から考えますと、すべての教科を考えていきたいんですけれども、調査ということで一番ベースになる教科ということでとらえて行っております。

飯島委員 それで、私のところに小学校5年生の国語についてというのがありまして、

国語については、「児童の平均正答率が75.9%であり十分とは言えず、さらに身につけさせる必要がある。中でも、「言語事項」、「読むこと」、記述式の問題に課題がある。個に応じたきめ細かな指導や、学習集団による学び直しの機会を設定する必要がある」ということなので、国語は大事だとさっき課長もおっしゃいました。

（社会生活にいきる読解力向上推進事業費について）

それで、またこれもこの学力向上対策事業費とは違うんですが、同じ義務教育課で、その2つ上の社会生活にいきる読解力向上推進事業、ザ・読解力というのがありますね。それが平成20年から始まったという情報があるんですけども、この読解力と学力向上対策事業の中での国語教育の読解力を増すというのはすごく関連していて、生かさなければいけないかなと思っているんですが、その辺の取り組みはどうなんでしょうか。

堀之内義務教育課長 この読解力向上の取り組みですけれども、これについてはまさに国際的なOECDのPIISAの調査で、本県も含め、全国的に読解力が弱いということが、世界的にも課題になっているので、本県は、できるだけ早く読解力をつける。読解力は国語だけではなくて、すべての教科にかかわり、いろいろな資料等を総合しながら、まとめたり、発表したり、表現していくという、そういうふうな力ですので、いろいろな部分で子供たち、学校現場にも資料を提供して指導していただきたいということで、各年ごとに、小学4年生とか、今度は中学1年生ですかね、各学年に使えるような副教材を今つくって、それを学校で使っていただくという取り組みを継続的に続けております。

飯島委員 昨今、もちろん英語教育も重要で、国際化ということでは、私が中学生ぐらいの40年ぐらい前から、英語がしゃべらなきゃもうだめなんだなんて言われましたけれども、なかなか身につかないということでは、もちろん英語教育も大事だと思いますが、こういった国語教育あるいは読解の力を増すような推進事業が来年度24年度もあるということはとても歓迎しますし、引き続き、有機的に成果を発揮していただくことを望んで質問を終わります。ありがとうございました。

（子ども読書活動支援環境整備事業費について）

永井委員 教40ページです。新県立図書館整備事業費のことについて、先ほど棚本委員からも御質問がありましたけれども、私はちょっと違う形で御質問をしたいと思います。

この新県立図書館の中に子ども読書支援センターができるということをお伺いしております。まず、今回の予算の中でこの読書支援センターの予算はどれぐらいあるんですか。

渡辺新図書館建設室長 子ども読書支援センターにかかわる予算といたしましては、社会教育課の予算になりますけれども、子ども読書活動支援環境整備事業といたしまして71万1,000円を計上しております。

永井委員 ありがとうございます。じゃ、そのことをちょっと踏まえて、幾つか子ども読書支援センターについてお伺いをさせていただきます。まず、この読書支援センターですけれども、具体的にどんなことが行われますでしょうか、お伺いいたします。

渡辺新図書館建設室長 まず最初に来年度予算をお願いしております、先ほどの子ども読書活動支援環境整備事業でございますが、これは4つの柱がございます。1つ目は保育所の保育士の皆さん、幼稚園教諭向けの研修会の開催。それから、2つ目が子ども読書啓発活動用のパンフレットの配布。この2つは図書館の職員が直接実施してまいります。3つ目が保護者等を対象とした研修会へ講師を派遣する事業。4つ目が子ども読書推進フォーラムの開催。この3つ目、4つ目の事業につきましては、NPO法人に委託することを予定しております。

また、それ以外にも、県内の図書館司書が選んだ子供に勧めたい本100冊の展示やトークショー。それから、アニメーションと申しまして、子供の読書に関する指導法の研究、実践などにも取り組んでまいります。もちろん県立図書館においてになった子供さんや保護者の皆さんへのサービスということで、例えば絵本の読み聞かせ会なども頻繁にやっていく予定でございます。

永井委員 ありがとうございます。さまざまなことが行われるということで、期待をしたいと思います。

今のお答えにもあったんですけども、また、本会議で仁ノ平議員の一般質問の中にもありましたNPOとの連携についてですけども、今、保護者に講師を派遣したり、フォーラムを開くということ以外に、具体的にほかにNPOとどのような形で連携されるのかお伺いいたします。

渡辺新図書館建設室長 先ほどの2つの事業については、委員御指摘のとおり、NPO法人に委託してまいります。それ以外のものについては、まだ具体的な事業はこれからの検討ということになりますけれども、個別の事業にとどまらず、子ども読書支援センターの運営全般について、NPO法人の皆さんと意見を交わす、意見をお伺いする機会は持っていきたいと考えています。

永井委員 県内には非常に優秀な、子供の読みきかせ、読書支援を行っているNPOがたくさんございます。ぜひさまざまなことを吸収しつつ、連携をしながら、緊密にNPOとの関係で連携していただきたいと思います。

次に、子ども読書支援センターの中にある職員の配置について伺いたいんですが、まず現段階で何人ぐらいの職員を配置される予定になっているのか、またどのような職員を配置される予定になっているのか、わかればお答えいただきたいと思います。

渡辺新図書館建設室長 現在、子ども読書支援センターの業務を担う図書館の職員は、正規職員4名、内訳は、教員1名、司書3名でございます。平成22年度に図書館の企画調査課に子ども読書推進担当を設置いたしまして、さらに今年度1人増員した経過がございます。来年度開館時にどのような姿になっているかというのは、今、検討している段階でございますので、具体的な内容については御容赦いただきたいと思います。

永井委員 今はそういう方たちがいて、また今から検討されるということですので、1つ、私のほうから御提案というか、選んでいただくときにぜひ御考慮いただきたいことがあるんですが、子ども読書支援というのは、ある意味、普通の司書さんとは違って、子供に本当に読書の機会を与える、興味を持たせるという部分の中では専門的なことがたくさんあると思います。この業務を担う方は、ある程度のプロフェッショナルな方をぜひ配置していただきたいと思います。

1点。また、そういう専門的な知識を勉強していくには、やっぱり1年、2年ではできないと思いますので、例えば継続的にそのセクションに配置をしていただければ、より専門的な職員の方が育成できると思うんですけども、いかがでしょうか。

渡辺新図書館建設室長 職員の配置につきましては、司書が行う業務は大変重要でございます。そういったことを踏まえまして、委員にただいま御指摘いただいたプロフェッショナルの養成、こういった点をしっかり受けとめまして、今後検討してまいりたいと思います。

永井委員 ぜひよろしくお願いたします。本当にこの子ども読書支援センターは、今回の新県立図書館の1つの目玉だと私も思っておりますので、職員の配置、また、どういう形で支援センターを運営していくのかということ、スタートがやっぱり一番重要だと思いますので、短期的な部分も重要ですけども、長期的なビジョンを持って、ぜひセンターのスタートを迎えていただきたいなと思います。

（新県立図書館の初代の館長について）

最後にもう1点ですけども、新県立図書館の初代の館長についてお伺いをさせていただきたいと思います。御努力のかいあって、新県立図書館の初代の館長に阿刀田高先生をお迎えすることになりました。阿刀田先生は国立国会図書館の司書も経験されたり、また、直木賞の選考委員なども務められている、非常に有名な方が初代館長になるということは、県民の1人として素直に喜んでおるところでございます。

しかし、聞いたところのお話によりますと、阿刀田館長ですが、月に2日しか来館されないというお話を伺いました。せっかく著名で経験豊富な先生をお迎えするわけなので、阿刀田イズムといいたいまいしょうか、阿刀田先生のお考えを図書館の隅々まで行き渡らせる必要があると思いますが、この阿刀田先生のお考えや理念をどうやって新図書館に徹底させていくのか、何かお考えがあればお伺いいたしたいと思います。

渡辺新図書館建設室長 阿刀田新館長には、購入図書を選定、まずこういった図書館の根幹にかかわる部分を初めとしまして、各年度のいろいろな基本になる図書館の運営方針など、運営全体について御指導いただきたいと思っております。

また、阿刀田先生、図書館で大切なのは、人、本、建物の順という、そんなお考えをお持ちでございます。図書館のサービスは、司書の対人サービスでございますので、司書の資質といいますか、司書の業務が大変重要でございます。そういったことから、先生に司書の研修をやっていただきたいと、そんなことをお願いしているところでございます。せっかくの先生の研修ですので、県立図書館の司書だけではもったいないため、市町村立図書館の司書なども含めて、研修をお願いしているところでございます。

また、もう1つ、開館後になろうかと思っておりますけれども、先生御自身の市民講座といったような講演を頻繁にやっていただきたいと。それから、あわせて、先生の人脈を活用させていただいて、なかなかお呼びできないような講師の方にも図書館で講演をやっていただきたいと、こんなふうなお願いを先生に差し上げているところでございまして、先生からも大変意欲的なお話をちょうだいしているところでございます。

永井委員 阿刀田先生は本当に有名な方で、今、阿刀田先生の人脈もフルに使っていただいて、いろいろな研修が行われるということですので、ぜひ期待をしたいと思います。ただ、阿刀田先生は御高齢でいて、なかなかお忙しいということも十分承知はしているんですが、自分としてはせめて1週間に1度ぐらいいらっしゃっていただければなんていうふうに思いますが、なかなか難しい事情があるということも承知をいたしております。今おっしゃられたことを着実に遂行していただいて、阿刀田色を出した、特色ある図書館にしていきたいと思いますんですが、教育長、改めて御決意をお伺いさせていただければ。

望月委員長 これ、ちょっと所管に入りますけれども、教育長、いいですか。

瀧田教育長 委員御指摘のとおりでございます。山梨県には大泉の図書館がやはり、大泉の図書館と言いながら、金田一図書館と呼ばれるような、特色ある図書館もございますので、阿刀田図書館と皆さんがニックネームといいますか、呼べるような、そんな図書館として、県民の文化水準、読書の力がアップできるよう、精いっぱい努めてまいりたいと思います。

（高校生就職活動サポート事業費について）

安本委員 1点だけお伺いをします。教27ページ、高校教育課の教育総務費、真ん中のちょうど下になりますけれども、マル臨の高校生就職活動サポート事業費についてお伺いします。私も新卒高校生の、まだ就職できないで卒業した高校生の支援については機会あるごとに伺ってまいりましたし、提案もさせていただきました。こうした就職支援補助員を設置していただくということは大変大事なことだと思っております。

今年の新卒高校生の就職の内定率については、出足で前年度比で大変厳しい状況からスタートして、それでも前年並みのところまで来たと承知しております。卒業式は終わったんですけれども、現状の就職率といいますか、内定率について、お聞かせいただきたいと思っております。

長田高校教育課長 高校生の内定率でございますけれども、最新のものが、今のところ、1月末現在ということでございます。その中で、昨年より若干ですが、いい数字が出ておまして、89%強という数字が出ておりますが、まだ90%には行っておりません。以上です。

安本委員 大変厳しい就職戦線の中で、でも、就職できない。100%が望ましいんですけれども、ここまでやっていただいて、教育委員会の皆さん、それから、そのほかの県の機関の皆様には本当に感謝を申し上げます。ここにあります就職支援補助員ということなんですけれども、この補助員の制度につきましては、いつごろから配置をされて、そして、どういった支援をしてくださっているのかお伺いいたします。

長田高校教育課長 この制度につきましては、ここに書いてありますように、緊急雇用という形で平成22年度の途中から始まりました。7校に対して支援員を置いていません。初年度については、途中段階、11月ぐらいからですが、今年度は1年間、そして、来年度も1年間ということで、事業を進められる状況になっております。

内容につきましては、進路指導主事の指示を受けまして、担当の担任とか、進路指導の教員と連携をとる中で、企業の求人情報や動向を収集したり、その

情報を生徒に提供したり、生徒と相談をしたり、あるいは助言をしたりします。そして、特にこの支援員でなければできないものが1つございます。それは、求人企業を積極的に開拓すると。新しい開拓ということです。そして、その開拓した企業がどういう生徒に合うかという、生徒と企業のニーズをうまく合わせることを積極的に進めているところです。あとは、ハローワークと連携したり、あるいは、支援員そのものが相互に連絡を取り合って、情報交換等を進めているところです。以上です。

安本委員 配置校が7校ということですが、この7校の配置の考え方をお伺いします。

長田高校教育課長 7校は、基本的には就職者が多い学校、主に、どちらかというと、専門高校ということになりますけれども、その中で特に就職内定状況が厳しい学校を選び、そちらの学校に順番をつけまして、厳しさの上のほうから配置させていただいております。

安本委員 話を伺いますと、平成22年度の途中から配置をされて、そして、高校生の就職について非常に頑張っていたというのを感じます。ここに「(緊急雇用)」と書いてありますけれども、私は、緊急雇用事業は原則が6カ月、延長しても1年、重点的なものについてはまたもう1年というのがあると承知しておりますけれども、支援補助員の方の雇用形態と、それから、採用に当たっての資格や基準とかがございましたら、教えていただきたいと思えます。

長田高校教育課長 今、委員からお話しいただきましたように、緊急雇用は原則6カ月の雇用が原則でございますが、1回延長ができるということで最長1年というのが現実でございます。

特に雇用に際しての資格要件は設けておりませんで、ハローワークに公募しまして、面接等で採用しております。

安本委員 今伺いました緊急雇用の中には、草刈りとか、データの入力とか、雇用をつくり、今、仕事がない方に労働の場を提供するということだと思えますけれども、就職支援補助員が緊急雇用で採用されていることに、これでいいのかなという疑問を持つところです。

財政的に大変厳しい中で、新卒高校生の就職を何としても応援してあげたいということで、知恵を絞って緊急雇用で補助員を確保してくださっていることは感謝しますが、今のお話を伺いますと、いろいろな企業を回って、就職先を開拓される。子供たちは3年たてば卒業していきますので、その後のつながり、就職できなければ、おそらく補助員の方を頼っての相談もあるかもしれません。就職担当の先生は、そこにいらっしゃる限りはまた同じことをされるわけで、就職支援補助員が1年とか半年でかわられると、私は非常にもったいないなという気がするんです。先ほども言いましたが、これ、緊急雇用でということをお否定するわけじゃないんですけれども、まだこれから厳しい時代は続きますし、せつかくいろいろな人と人とのつながり、ノウハウを身につけられた1年間がもったいないなという気がするんですけれども、何とか2年とか3年とかの雇用を考えていただくということはいかがでしょう。

長田高校教育課長 この就職支援補助員が非常に有効に活躍しておりまして、学校としてもやめられるのを非常に困っているところがございます。私が聞いておりますとこ

ろでは、ある学校は、22年に採用して1年間働いていただいた方がそのまま採用できないが、引き続きどうしてもその方でなければという事例が2校ございました。2校とも、何とかPTA等の自分の学校の予算で、1年は無理ですので、短期間でも雇用できないかということで進めたんですが、1校は結局、資金不足であきらめざるを得ない、もう1校は現在も、来年度もそれで何とかやりたいということで、同じ方を短い期間ですけれども、お願いしているという状況でございます。

何とか県としても、こういうことが継続できればいいとは思いますが、何せ国の制度がそうなっておりますので、状況的にはそんな状況でございます。

安本委員 私はやさしくて、あんまりこれ、やってほしいのでやってくださいということは非常に少ないんですけども、このことについては、現場からもそういう要望があるのであれば、緊急雇用ではなくて、もう少し別の雇用形態で、来年度間に合うのかどうかわかりませんが、短い期間でも、継続いただけないかなと強く思うんですけども、教育長いかがでしょうか。

瀧田教育長 委員御指摘のとおりだと私も思います。学校教育内での定数としての法的な裏づけもございません。こういう立場の方が学校には確かに必要でございます。今までは教職員が負担して、これまでは学校運営をしてきたというのが事実でございますので、また全国状況を見ながら、あるいは文部科学省に私たちのお願いというか、要望といった形でも働きかけながら、何らかの形で子供たちに還元できるように、工夫して検討してまいりたいと思います。

安本委員 ぜひ御努力をお願いして、質問を終わります。ありがとうございました。

（教員の資質能力向上推進事業費について）

丹澤委員 教21ページ、教員の資質能力向上推進事業です。人が学ぶということはまねることだとよく言われていますけれども、先生は、いきなり採用されてから直ちにひとり立ちをして、まねる人もいなくて、自分で教え方を学んでいかなければならんということですから、大変な職業だと思いますけれども、指導力の不足の先生は今現在、23年度はどれぐらいいらっしゃったんでしょうか。

堀之内義務教育課長 直接、何人という数字はつかんでおりませんが、この予算に計上した研修等については、本年度1名研修を受けております。

丹澤委員 23年度で1名ですか。今まではどれぐらい、このところ3年間ぐらいでいらっしゃったんでしょうか。

堀之内義務教育課長 この研修につきましては、平成20年度から教育公務員法特例法の改正によって始まったということで、20年度3名、21年度2名、22、23年度と1名ずつです。

丹澤委員 高校のほうはどうなんでしょうか。

長田高校教育課長 今、義務教育課長が、制度が20年度からという話でしたけれども、その前の似たような指導力不足教員に対しての研修がございました。それも同じような形でしたけれども、平成16年度から始まりまして、平成16年度に2名、高校では出ております。それ以後は、高校では今のところ出ておりません。

丹澤委員　　これはどういうふうにして、指導力不足だというふうに認定するのでしょうか。

堀之内義務教育課長　　これは先ほど話しました法定の研修ですので、法律で決まった手順をとります。まずはうちの管理主事が人事担当者や学校長等から、この先生はという方を見きわめまして、そして、その候補者につきましては、3カ月ほど学校で校長が観察をします。その観察したものを各市町村教育委員会から県のほうに上げていただきまして、そこで県のほうで、法律で決まりました審査委員会というのがあります。この審査委員会は7名の委員で構成されているのですが、大学の先生、弁護士、臨床心理士、県の医師とか、教育関係の方というような形でつくった審査会で、観察結果を精査しまして、この方はするとか、これは現場でまだ研修したほうがいい、現場で鍛えたほうがいいのかという判断をし、研修者を選定していきます。

丹澤委員　　この先生たちの中で、やめた、この指導をやってもだめだったという方はいらっしゃるんですか。

堀之内義務教育課長　　20年度から始まったこの研修の中ではおりません。

丹澤委員　　精神を病んでいる先生方は多いですね。その先生たちはこの事業の中では該当しないわけですね。その人たちはどういうふうにしてやっているんですか。精神を病んでいる人はそのまま、休職のままいらっしゃるわけですか。

堀之内義務教育課長　　この制度では、傷病的な、病気を原因とした方は、病気の治療ですから、研修対象にはなりません。改善に資する先生方については、そういう病的なものではないという方が対象で研修をやっております。

丹澤委員　　精神で休んでいる人って、今どれぐらいいらっしゃるんですか。

堀之内義務教育課長　　22年度の段階で、休職者12名のうち、メンタルでは10名ということになっております。

丹澤委員　　高校はどうなんですか。

長田高校教育課長　　大変申しわけありません。資料を持ち合わせておりませんので、後ほどお知らせさせていただきます。

丹澤委員　　どうもありがとうございました。

（青少年自然の里費及び少年自然の家費について）

もう1つ。社会教育課の関係で、教36ページですけれども、青少年自然の里と、それから、八ヶ岳の、こっちは少年自然の家ですね、この3つの施設で1億7,000万円の予算で、指定管理者に指定をしているわけです。この利用者の数ですけれども、なかとみ青少年自然の里、ゆずりはら青少年自然の里、そして、八ヶ岳少年自然の家、それぞれどれぐらいの人たちが利用していますでしょうか。



上笹社会教育課長 平成22年度、昨年度ですが、八ヶ岳少年自然の家が約3万7,200人、それから、なかとみ青少年自然の家が約8,700人、ゆずりはら青少年自然の里が約9,900人となっております。

丹澤委員 多分1年間やると300日以上稼働をしていると思うんですけども、そうすると、1日平均30人に満たないような数の利用ということになって、せっかくある施設ですから、学校の中で野外活動というのはどういうふうに推奨しているんですか。

上笹社会教育課長 野外活動の有益性といいますか、自然体験活動等については、大変重要なことだというふうに、文部科学省あるいは学校教育現場の中で位置づけがあるところです。また、国立の青少年教育施設で大人の調査等を行ったところによりますと、自然体験学習を少年時代、子供時代に体験しているほど、希望、自己肯定感が強いとか、自尊心が高いとか、あるいは人生に対して意欲的に取り組んでいる人が多いと、そういった結果があります。子供時代における自然体験活動等は大変重要な意味があると考えられますので、こういった少年教育施設というのは、非常に存在意義があるのかなと思っております。

丹澤委員 せっかくある施設で、僕も実はなかとみの青少年自然の里の場所の選定のときに、たまたま出先にいて、この場所を見に行ったんですけども、思い入れが強くて、当時は、県下の子供みんなを3カ所へ全部分散させるという思いでつくったはずなんですよね。それが今は、指定管理者となって、各町でやってしまっているという状況で、1億3,000万円ですか、なかとみなら3,100万円、それから、ゆずりはらには3,400万円という委託料を県が払ってやっても、まだこれだけの利用状況ということですか。

今、話を聞いていますと、青少年自然の里ですから、学校だけでなく、青少年団体もキャンプや、野外活動でも使える。いろいろなメニューがここはあると思うんですけども、もっとこれを、せっかく県が指定管理者にお金を出しているんですから、出せばもう自分の責任はなくなってしまったというのではなくて、県教委としてこれをもっと活用できるような方法にしないと、もう自分の手から離れたらおしまいということではなくて、もっとぜひ義務教育課も含めて、県教委一体で、これを活用するような方法をぜひとっていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

上笹社会教育課長 ただいま申し上げました八ヶ岳、なかとみとゆずりはらについてですが、各施設の利用者数につきましては伸び悩んでいるところがあるわけですが、各施設ともいろいろな形で工夫をいただいています。八ヶ岳につきましては、中国の中学生が修学旅行で1泊というような形で利用するようなことも出てきましたし、それから、なかとみにつきましては、つてを利用して、フランス大使館を通じて、フランス人の大使館勤務あるいはフランス人の在日の方、そういった方々の子供たちが来ているということが毎年続いているところです。そういう形で広がっています。また、ゆずりはらにつきましては、都心に近いということで、都心の小中学校への勧誘活動を進めていただいているところです。

基本的には、どの施設も県内の小中学校等、それから、丹澤委員御指摘のとおりでありますように、スポーツのクラブとか、あるいは子供クラブであるとか、そういった青少年団体の皆さんが保護者や指導者と一緒に利用するというものも出てきています。いずれにしても、こういった体験活動の施設としては

すばらしいロケーションの中にありますので、県内はもちろん、県外に向けてもいろいろな誘致を進めて、またそれを県としても支援していきたいと思っています。

（青少年の意識と行動に関する調査費について）

塩澤副委員長 教33ページの下の方の青少年問題調整費。この青少年の意識と行動に関する調査費について伺いたいと思います。これは青少年の意識と行動に関する調査費ということですが、どんな目的でやられるのか、まず伺います。

上笹社会教育課長 この青少年の意識と行動に関する調査ですが、青少年の生活意識や価値観、それから、現状の満足度等、そういった青少年の実態を把握することが、本県の青少年が豊かな心を持ち、生活できる環境を整備したり、あるいは青少年の健全育成のための施策を効果的に展開するためには欠かせないということで、調査を行っております。昭和58年からほぼ5年ごとに行いまして、今回は7回目になるということでもあります。

塩澤副委員長 5年ごとと今、伺いましたけれども、一番最初の目的というか、どんな経緯があって、5年ごとになったのか、あるいは、調査する目的の経緯もあつたら、ちょっとお伺いしたいと思います。

上笹社会教育課長 本県の青少年施策のことにつきましては、教育委員会だけでなく、庁内のいろいろな機関と連携した山梨県青少年総合対策本部という組織がありまして、その本部が実施しているところです。本調査は58年から始まったわけですが、青少年におけます非行とか被害とかそういったことがまた、先ほども申し上げましたように、本県の実態とか将来に対することについて調査する必要があるということで始まった経過があります。

塩澤副委員長 実態とか青少年のいろいろな問題等を調査しているということで、この調査結果をまとめたものをどういうふうに活用されているのかお伺いします。

上笹社会教育課長 7回目と申し上げましたけれども、前回の6回目の調査について触れますと、調査の対象を12歳から23歳ということで、中学生から大学生あたりまでを対象としました。今回行う7回目は、中学生から30歳ぐらいまでということで調査対象を広げたわけです。やはり30歳、あるいは30歳を過ぎても、仕事につかない、あるいは仕事につけない、あるいは自宅にいてひきこもりであるとか、そういった新たな課題も出てきていますので、そういった青少年の実態を把握して、どういったことに悩みがあるか、どういった支援が必要かということに生かすためにそういった調査をしています。

前回は年齢の幅は狭かったわけですが、ここ数年来、ニート、ひきこもりというような問題もありましたので、年齢を広げて、そして、そういった社会生活を円滑に送れない若者にどういった支援が必要かということ把握するために調査をしております。

塩澤副委員長 すごく細かくおっしゃっていただいたんですけども、要は、この活用方法ですね。どういう場面でどういう人たちに調査したものを配られて活用されているのか。例えばボランティア団体の青少年育成団体とか、いろいろな団体があるとは思いますが、そういう人たち、あるいは県民会議を通してとか、地域の皆さんにどういったふうを活用策をとってもらっているのか、その辺

はどうでしょうか。

上笹社会教育課長 本課で事務局をしていますけれども、若者の自立支援ネットワーク会議という、教育委員会、それから、産業労働部の就労支援の関係の部署、あるいは福祉保健部の精神的な問題に対する支援をされるような部署とか、そういったところとの連携を深めている会議があります。この会議において、若者が精神的に自立、社会的にも職業等について自立をする、あるいは学ぶ機会をどういうふうに支援していくかということ、それぞれ情報交換するための基礎資料としてこの調査を利用したり、情報交換をする材料としてこの調査を活用しているということです。

塩澤副委員長 わかりました。ただ、さっき5年ごとという話もありましたけれども、最近の時代の移り変わりですと、5年ごとに調査したものを6年目、7年目ぐらいに活用してやっていくんだということだと思います。しかし、5年たつと、ものすごいいろいろな分野、例えば情報発信分野とかは、ものすごいスピードが速いですよね。その辺には5年ごとでは対応できないような気がするんですけども、その辺、どんな考えでしょうか。

上笹社会教育課長 この調査自体は5年置きでやりますけれども、県の青少年問題協議会等が毎年数回開催されたり、あるいは先ほど説明しました若者自立支援ネットワーク会議は、やはり年に2回ほど、若者に関して情報交換したり、その時々との会議等で青少年教育団体との情報交換はなされていますし、そういう形で生かしていくと。あるいは、この調査以外にも、本課で先日速報した、メディア等のアンケート調査がありまして、その中にも生活実態の調査がありますので、塩澤副委員長御指摘の最近の青少年の実態は、幾つかの調査を組み合わせ補完することで、若者の実態把握に努めているところです。

塩澤副委員長 いろいろな調査を交えてやっているということでありましたけれども、先ほどちょっと聞き忘れたんですけれども、市町村なんかに対してはどんなふうにこれは対応しているのでしょうか。

上笹社会教育課長 先ほど触れました5年ごとの調査、あるいはさまざまな調査ですけれども、市町村につきましては、主な青少年施策を担当するところとしては、教育委員会、あるいは青少年・児童のカウンセラーが配置されておりまして、そういったカウンセラーの皆さんが27市町村の中で70名ほどおります。そのカウンセラーが集まるカウンセラー会議というものがありまして、そのカウンセラーの皆さんの研修会、あるいは情報交換会等に調査や情報を提供して、市町村での指導に役立ていただくというようなことを行っております。

塩澤副委員長 青少年の育成というか、これからの山梨県をしょって立つような若い皆さんが、いろいろな部分で壁にぶち当たっているようなそういった部分もたくさんあると思います。市町村なんかの、そういった、いわゆるカウンセラーの方なんかは、一番直面しているというか、前線にいる人たちで、自分もそんなような役を少しやらせていただけたけれども、あんまりこういう資料をいただいたこともなかったので、ちょっと質問させていただきました。実際にこうやって調査をして、一番必要としている人たちに伝えて、それをうまく活用して初めて調査が役に立つと。それをまた繰り返すことによってよりいいものになっていくのかなと自分は思っていますので、その辺の活用方法を十分にまた検討

していただいて、よりよい調査、事業になってほしいなと思っていますので、よろしく願います。以上でございます。

討論                   なし

採決                   全員一致で原案のとおり賛成すべきものと決定した。

※第24号           山梨県学校職員給与条例中改正の件

質疑

山田委員           これまでは、文部科学省令の基準があったわけですが、それに対して、基準を参酌するという、この部分です。いわゆる基準ではへき地にならないけれども、都道府県の見解によってはへき地にしていいというような意味合いでこの文章はとってよろしいのかどうかということと、具体的に山梨県ではどのような場所が想定されるのかお聞かせいただきたいと思います。

堀内福利給与課長   従来でありますと、指定基準というのは文部科学省令で定められておりましたので、細々と、へき地条件の基準点数として、医療機関までの距離、高校までの距離、スーパーマーケットまでの距離などが、全国一律にこれが決められておりました。しかし、例えば山梨県におきましては、山間部はありますけれども、離島など地域それぞれの実態がございますので、その地域に応じた基準づくりをしていくためには、文部科学省令で示すものを参照しながら、各都道府県で基準を決めてくださいというような趣旨でございます。

山田委員           意味合いは非常によくわかるんですが、現実的には、この条例からいくと、へき地の認定をすればへき地手当を加算することができるということになっていくわけなので、条例の改正はいいんですが、そこの部分が県として、どういう基準でやっていくのか、そこはお伺いしておきたい。

堀内福利給与課長   従来、基準点数、それから、調整点数等におきましてへき地学校等を指定しておりました。そういう指定基準を設けておりましたが、基準の合計点数を出しまして、へき地5級からへき地1級まで、そして、へき地学校に準ずる学校というようなことまで程度の差が設けてございます。山梨県におきましては、へき地の級値は2級が一番上の程度のへき地となっています。したがって、山梨県におきましても、今後、この指定基準につきましては、今から見直して検討してまいるわけですが、大幅な変更は考えてございませんので、おそらく従前のおりの内容で進められていくものと考えております。

山田委員           特に疑念があるということじゃないんですが、これまで学校は、言葉は悪いけれども、我々が使っているへき地というのは、統廃合されてだんだん都市部に来ていて、この改正が出てくることに対する違和感をちょっと感じたものですので、質問をさせていただきました。以上です。

討論                   なし

採決                   全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第25号 山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第26号 山梨県立学校設置条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願第23-1号 山梨県立桂高等学校の中高一貫校への改編に関することについて

意見 （「継続審査」との声あり）

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※請願第23-18号 教育予算の増額、教育費の無償化、父母負担軽減、教育条件の改善を求めることについて

意見 （「継続審査」との声あり）

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※請願第24-1号 少人数学級の継続的拡大と学級編制の標準の引き下げに必要な財源の確保を求めることについて

意見 （「採択」との声あり）

討論 なし

採決 全員一致で採択すべきものと決定した。

（ 休 憩 ）

（教員の資質能力向上推進事業費について）

望月委員長 先ほどの丹澤委員に対しての答弁について今、申し込みがありましたので、長田高校教育課長からお願いいたします。

長田高校教育課長 先ほどの丹澤委員の御質問にお答えさせていただきます。メンタルで休んでおります県立学校の職員につきまして、今年度、平成23年度は9名でございました。ちなみに、昨年度平成22年度は11名でございます。以上であります。

#### ※所管事項

#### 質疑

（映画「白磁の人」について）

塩澤副委員長 それでは、映画「白磁の人」についてお伺いいたします。先日2月15日、コラニー文化ホールで試写会が行われまして、私も見せていただきました。大変素晴らしい映画で感動しまして、多くの周りにいた人も皆さん、「いい映画だった」「感動した」「素晴らしいな」というような声をたくさん聞きました。この浅川巧は、今の北杜市になりますけれども、出身ということで、林業技師として、荒廃した朝鮮の山々の緑化を指導して、兄さんの伯教さんとともに、朝鮮白磁をはじめとして、多くの朝鮮陶器の研究に没頭したとされております。この浅川兄弟は、民芸品をすぐれた文化として日本に紹介したということで、巧は、日本の植民地支配の時代にあって、現地の人々に同じ人間として接して、朝鮮語を愛して、そのほか、風俗や文化を愛し、周りの方々に敬愛されて、40歳の若さで亡くなった、朝鮮の土になったということでもあります。当時、浅川兄弟とは縁の深かった韓国人の子孫が、今でもソウル市内にある巧の墓を管理していると、そのぐらい敬愛されていたのかなと私は感じております。県民の1人として、このような大変素晴らしい先輩がおられたことを大変うれしく、また誇りに思っているところであります。

そういった中でありますけれども、「白磁の人」の主人公であります、日韓交流のさきがけとして知られている浅川巧さんの功績について、まず教育長、どのような認識を持っておられるかお伺いしたいと思います。

瀧田教育長 浅川兄弟、特に浅川巧さんについては、同じ山梨の出身ということですが、先ほど委員からもお話がございましたように、林業技師として渡られて、その成果も素晴らしいものでございました。それ以上に、両国の文化交流、それから、民族交流といったことで果たした役割、成果は非常に大きいものがあると感じております。江宮先生の書かれた『白磁の人』を読ませていただきまして、特にそういった感を持たせていただきました。まさしく両国をふるさととして愛し、両国のかけ橋となられた、まさしく「ふるさとを愛し、世界に通ずる人づくり」という、その先人であったのかなというふうに考えておりますので、浅川先輩から私どもも学ぶことは非常に大きいのではないかなと感じております。以上でございます。

塩澤副委員長 ありがとうございます。教育長も浅川兄弟について、特に巧については、素晴らしい人間であったなというお話をいただきました。

そこで、この「白磁の人」、浅川巧についてですけれども、学校ではどんな

取り扱いをしているのか、まずお伺いしたいと思います。

堀之内義務教育課長 今、委員がおっしゃったこと、教育長が話した中身のようなことにつきまわしては、中学校の社会科の教科書に1ページにわたりまして、コラムで浅川巧という人物について扱っている面があります。来年度採用のものは1ページなんです、現行で使っているものについてはもうちょっと少ないんですが、今の山梨の学校で使っているものは浅川巧を扱っています。今のお話にあったように、国際理解とか国際貢献、人類愛、他民族の文化等を大事にした人物として扱うということで、今度、中学校2年生の社会科で全員扱うこととなります。今までは会社によって教科書が違ったのですが、今回は全部、同じ採択になりましたので、同じく扱います。

あと、本年度改訂をいたしますが、平成8年に山梨県で作成しました道徳教育用郷土学習教材の中学校高学年用の部分の資料として、「種をまく人」という題で載っています。まさに今の林業技師として朝鮮の国土に植林をしてということ。文面では、浅川兄弟の生き方から、どこの国の人々とも、同じ人間として尊重し合い、差別や偏見を持たずに、公平公正に接し、世界の平和と人類の幸福に貢献しようとする意欲を高める、そういった面で、公平公正、正義、人類愛、人間愛、真理、理想というふうな道徳の項目の中で彼を扱うということで、これも全学校にこの資料は配布し、浅川兄弟を扱います。

あと、平成20年につくりました郷土学習教材「ふるさと山梨」、この中でも、郷土の発展、国際的に活躍した人物という中に、浅川巧さんについては小中学校編両方ともに入って、子供たちはそれを使いながら、発展学習とか調べる学習ができるようになっております。また、今年度改訂の道徳教育用郷土学習教材を使えば、中学生は全員、彼について学ぶということになります。

塩澤副委員長 ありがとうございます。小学校、中学校ともに浅川巧について学ぶんだということで、人間のすばらしさやそういったものも幅広く学んでいただけるということで大変うれしく思っております。

高校ではどんな扱いをされているのでしょうか。

長田高校教育課長 高校では教科書という形では扱っておりませんが、特に本県独自に扱っているもので、「高校生の本棚」という、高校生全員に渡す、読書を推奨する推薦図書として1冊本があるわけです。その本は山梨県の学校図書館の司書部会で作成しておりますけれども、その中に過去5年間にわたりまして『白磁の人』を取り上げております。その中で内容を示して、そして、ぜひ読んでくださいと生徒たちに示してある。多くの学校は、その示したのから、夏休み等で感想文を書いたり、そんなふうな取り組みをしております。

特に農林高校は浅川巧さんの出身校ですので、さらに学校として特に力を入れて取り組んでおります。その代表的なものとしましては、巧さんの銅像を文化創造館の前につくりまして、そして、毎日生徒たちがその前を通過して通学しているという状況でございます。それから、来年度の修学旅行は韓国へ行くということで、この9月に2年生全員で浅川巧さんのお墓参りに行くということも聞いております。そんなことで高校では取り扱わせていただいています。

塩澤副委員長 高校でも、推薦図書というような格好で取り扱っていると。農林高校では修学旅行と。あるいは、私が聞いている話ですと、浅川巧を題材にした講演会等も、保護者も集めた中でやっている聞いておりますし、それだけ浅川巧のこと

について、みんなで学んでいこうという姿勢が感じられる、そんなように思っております。

今、話を聞いておりますと、この映画は、本当にすばらしいというばかりじゃなくて、教育的な効果も十分にあるのかな、そういった効果も持っているのかなとも思っておりますけれども、その辺はどうでしょうか。

長田高校教育課長 今、委員おっしゃられたとおり、私も先日、文化ホールで試写会を見させていただきまして、非常に感動いたしました。行く前は、もしかして学校の教材としては扱えるかどうかというのがあったんですけども、見終わったときには、本当にこれは生徒に1回は見せたいという気持ちになりました。特に先ほどから出ております、民族を超えた人間愛というんでしょうか、子供たちが国際社会にこれから大きく羽ばたいていきますので、その中で人種を超えて、民族を超えて、分け隔てなく人と人とが接する、そういういい教材として扱えるのではないかなと思っております。

塩澤副委員長 教育的な価値も十分にあるという見識でいらっしゃる私も今、話を聞いて感じましたけれども、それを受けて、教育委員会として、どんなふうに取り組んでいくのか伺います。

長田高校教育課長 教育委員会としましては、できるだけ1人でも多くの生徒に映画を見てもらいたいということを考えております。既に2月の今年度最後の校長会でその話題が出まして、そして、パンフレット等もでき上がったということで、できるだけ学校へ多く配って、そして、一般公開で学校の中で見ることはできませんので、ぜひ映画館に行ってみるということをしたかどうかということで推薦しているところであります。

特に農林高校では、生徒全員が映画館に出向いて鑑賞するという計画を立てておるそうですが、今のところ、どの映画館で上映ということが、私の聞いた時点ではまだ決まっておりませんでした。そんなふうな計画を入れていくようです。いずれにしても、できるだけ生徒に紹介をしてまいりたいと考えています。

塩澤副委員長 配給映画になりますと、配給している間はなかなか難しい部分もあるかと思えます。しかし、この映画は本当に、先ほどもお話したとおり、教育的効果も高いということで、こういった人はなかなか出ない、また、これを題材にした映画というのもそうめったにあるものではないなどは私は思っています。そういったものをより多くの子供たち、特に児童、生徒にたくさん見ていただきたいな、しっかり見ていただきたいと。先人にはこんな人がいたんだということを学校の教科書の中でも扱っているということですので、その辺ぜひ考慮してもらって、早い時期が無理でも、ある程度の時期になったら、何とか対応してもらいたい。県民意識の高揚にも資するところがあると思うんですね。そういった意味で、多くの県民にも、その後また見ていただきたいなと思えます。文学館あるいはコラニー文化ホールとか、いろいろな県の施設があると思えますけれども、そういった施設も利用した中で鑑賞機会をふやしていただいてやってみるのも1つの手かなと思えますけれども、どうでしょうか。

高橋学術文化財課長 県立文学館における「白磁の人」の上映についてでございますが、文学館では、平成2年から教育普及活動の一環として、「二十四の瞳」や「赤ひげ」等、日本文学の名作を上映します名作映画鑑賞会を、500人規模入ります講



堂において無料で実施しているところがございます。この鑑賞会におきましては、今後、映画館で上映予定のもの、または現在公開中の作品を上映することにつきましては、民業圧迫のおそれや、あるいは上映権が高額であったりして対象外としております。

そのような意味で、現時点での「白磁の人」の上映予定はないのでございますけれども、先ほど来の議論にあるとおり、非常に教育効果が高い、また、本作品自体、本県出身の作家である江宮隆之さんの歴史小説『白磁の人』を原作としておりまして、浅川巧という北杜出身の歴史的人物の生涯を映画化した作品であり、多くの県民に鑑賞していただくことは教育的効果も高く、非常に有益と考えております。したがって、今後、一般の映画館での上映が終了し、上映権付きの比較的廉価なDVD等が提供された段階で、県民のニーズも踏まえながら、上映を検討していきたいと考えております。

塩澤副委員長 　ぜひそういったものを早く取り組んでいただいて、やっていただきたいなと思います。

また、生涯学習という観点からでも、学校ばかりでなく、社会教育の一環としても活用したらいいなと自分では感じておりますけれども、その辺はどうでしょうか。

上笹社会教育課長 　今、お話がありましたように、上映中については差し支えもあると思うんですが、上映後、DVDとか、ソフトとかが提供されることがあれば、やはり、例えば高齢者の、先ほど出ましたような、ことぶき勸学院の学生の皆さんに上映の機会を設けるとか、あるいは青少年に対しては、青少年教育団体へ紹介していきながら、上映・鑑賞したりというようなことは可能ですので、そういった点で「白磁の人」の上映ができる場合につきましては上映を勧めて、引き続き、業績等を紹介していきたいなと思います。

塩澤副委員長 　ありがとうございます。先ほども申しましたけれども、本当にめったにない機会というのが、私を含めて、多くの皆さんがそういうふうに感じているのかなとも思います。こういった機会というのは大切に、多くの子供たちあるいは県民の皆さんにまた見ていただく機会をぜひ教育委員会が中心になって取り組んでいただきたいなと思っております。以上で終わります。

（中高一貫教育について）

丹澤委員 　中高一貫教育について伺います。私は過去2回の委員会と代表質問で同じ質問を繰り返してまいりましたけれども、中高一貫教育について、ぜひその前に確認しておきたいことは、物事を成就しようとするときには、目的を定め、そして、それに至る手段を決めるという手順をとりますよね。どうでしょうか、室長さん。

池田新しい学校づくり推進室長 　物事を進めるに当たっては、最終的にどういうところに持っていくかという目標を掲げて進んでいくと考えます。

丹澤委員 　教育委員長さんも、教育長さんも、これには同じですよ。まず、目的が明確であること。そこに至る手段はたくさんあるでしょうけれども、その手段はどれが一番いいのか、それぞれ事情に応じて選んでいくということについては、教育委員長さんも教育長さんも同じ考えだと思いますけれども、よろしいですね。

実は1970年代、文部科学省が、よくわかる授業、楽しい授業ということで、全国の先生方から募集したそうであります。すぐできる逆上がりの指導法を考えた体育の先生がいて、これを文部科学省に持っていった。そうしたら、文部科学省は拒否。この指導方法はだめと言って、採用してもらえなかったそうです。高橋課長さんは、その当時いらっしやらなかったかもしれないけれども、なぜか。何ですぐ逆上がりができる方法を編み出した人の指導方法、こんなものを拒否するのか。

その理由は、苦勞して達成した喜びを味わってもらうために逆上がりをしているから、だから、簡単にできたらだめなんだと。現場の先生は、逆上がりはすることが目的じゃないのかと。子供に逆上がりをさせるということが目的だと思って、すぐ逆上がりができる方法がいいと考えて、目的を「できること」と定めた。ところが、文部科学省は、いや、苦勞することが目的なんだと。逆上がりができることは目的じゃない。それは手段なんだと、きつこう言ったということでしょう。どうですか。目的が全く違ったために、手段が変わってしまったということがあります。目的を定める正しさをわかっていただけでしょうか。いかがですか。

池田新しい学校づくり推進室長 委員のおっしゃった、目的の定め方で、どこに目的を置くかで、目的なのか、そうでないのかが変わっていることがあると、そういうことでございましょうか。

丹澤委員 教育委員長さんも教育長さんもこのことはよくおわかりになりますよね。目的を定めることによって、全く変わってしまう。だから、目的を定めることは大事だということなんですけれども、中高一貫教育校ではなくて、中高一貫教育の目的、これは何なんですか。

池田新しい学校づくり推進室長 制度的に申しますと、中高一貫教育制度は、県の教育委員会としまして、その制度を整備して、選択の幅を広げる、学校制度の複線化を図るというのが1つの目的であって、あと、中等教育全体の底上げ、充実を図るというのも目的でございます。

丹澤委員 中教審が言っていることは、6年間一貫した計画的な指導のもとで、生徒の個性を伸ばす教育の実現、つまり、生徒のことを言っているわけですよ。選択肢というのは、これは道具じゃないですか。子供にいい教育ができるようにするために、こういうことが目的だと中教審は言っていると思うんですけれども、どうなんでしょうか。

池田新しい学校づくり推進室長 最終的にすべての教育は子供のものだと思いますので、子供に戻る、最高のものにたどり着くための道具といいますか、制度を持っていることも大切なことじゃないかなと考えています。

丹澤委員 子供の教育をどういうふうにしたらいい子供ができるのか。そうすると、まず目指すべき、どういう子供を県教委は育てようとしたのか、どういう子供を育てるためにはどういう制度がいいのか。ということは、制度は手段ですよ。そうすると、まず何が目的かという、どういう子供を県教委が育てるかということが目的ですよ。それでよろしいですね。

池田新しい学校づくり推進室長 県の教育委員会の目標としまして、やまなし教育振興プラン

の中で一番の基本理念としている、「ふるさとを愛し、世界に通ずる人づくり」という理念、これが最終的な目的だと考えています。

丹澤委員 今、室長さんが掲げられたように、「ふるさとを愛し、世界に通ずる人づくり」、こういう人材をつくるために、さて、じゃあ、どうするか、どういう手段を持ってこういう子供を育てていくかということですよ。県の教育委員会は、こういう人を育てるためにはどういうふうにしたらいいのか。そうすると、こういう子供を育てるためには中高一貫教育校が必要だと考えられたわけですか。

池田新しい学校づくり推進室長 その目的に向かってどういう道筋を歩いていくかという選択の中で、中高一貫教育の利点を生かせば、それも1つの方法ではないかと考えております。

丹澤委員 1つの方法は、たくさん方法がありますよね。でも、これをつくろうとしているわけですよ。中高一貫教育でなければできないのか。いや、中高一貫でなくても、山梨県はできるんだと。今、ここに掲げた「ふるさとを愛し、世界に通じる人づくり」、これって中高一貫教育を取り入れなくても、山梨県ってほかに幾らでも方法があつて、こんなことやらずもできるというふうに考えているのか、これがなければだめなんだと、そう思っているのか。

池田新しい学校づくり推進室長 この目標に向かっては、いろいろな手段といいますか、方法もとる中で、中高一貫教育がすべてその目標に向かった万能選手ということではないと思います。中高一貫教育の中にも、デメリットといいますか、課題等そういうところもありますので、いろいろな方法でそれぞれで補完しながら進めていくことがいいのではないかと考えています。

丹澤委員 もう1回尋ねますけれども、中高一貫教育校を設置する目的って、いい人材を育てるために設置するんですよ。そうですね。そういう子供を育てるためにはこの方法が一番いいと。だから、山梨県はどうしても是が非でもつくらなければならない、こういうことですよ。いや、手段なんてたくさんあつて、これも1つの方法だ、なくてもできるよと。これがなければできない。だから、この方法をとる。1つの手段しか考えられないということじゃないわけですね。たくさんあつて、これも手段の1つだと。だから、なくてもいいよということなんですか。

池田新しい学校づくり推進室長 中高一貫教育の最大のメリットというのは、6年間の安定した環境の中で、継続的教育で生徒を育てられるというのが中高一貫教育の利点というか、いいところ。そのいいところを生かして、個性、創造性を伸ばしていくというのが長所と言われております。そういう点を使うことによって、中等教育の充実を図っていきけるのではないかと。ただ、先ほど言いましたように、いろいろな課題もありますので、今現在、これでどうしても……、その課題等を整理しながら、今後、方針を決定していくことになると思います。

丹澤委員 わかりました。じゃあ、まだこれはつくるとはっきり決まったわけではないと、今から検討する余地があるということだと理解をして、話を進めます。  
では、人材育成ですけれども、今言っている、「ふるさとを愛し、世界に通ずる人づくり」、これ、非常に抽象的でありまして、まさにスローガンとしか

言いようがない。ここをまた明確にしないと、そういう子供を育てるためにはどういう手段がいいのかということが決まらないわけです。

つまり、中高一貫教育には3つの形態がありますけれども、私は3つはそれぞれ特徴があって、違うと思っています。先ほど言った、6年間一貫してというのは連携型ではなかなか難しいということになりますと、それをもし採用するとすれば、連携型ってだめじゃないかなと思います。まず、「ふるさとを愛し、世界に通ずる人づくり」というのは、代表質問のときにもお答えをいただきましたけれども、具体的にどういうふうな人と言うんでしょうか。

池田新しい学校づくり推進室長 ふるさとを愛するという事は、これ、意味を言っても仕方ないことかもしれませんが、ふるさとをかけがいのないもの、大切なものだと思う心を持って、教育を受ける子供のときから、地域のふるさとの人、自然、歴史、文化等から学んだ心を持った人間が、ふるさとを思いながら、自分の山梨を思いながら、世界中で活躍できるような人間ということでもあります。

丹澤委員 そういう子供って、中高一貫教育じゃなければ育てられないんですか。だって、それが目標なんでしょう。別に中高一貫教育をしなくても、そういう子供を育てようとして、県教委はそういうふうな教育方針を立てているじゃないですか。世界に通ずるといふのは、頭がよくて、東京へ行って、研究開発に一生懸命打ち込んで、ふるさとのために役立つ人もいますでしょう。また逆に、地元へ残って、一生懸命地場企業で働いて汗をかく人、こういう人もふるさとを愛する人。この人たちは、育て方って違うんじゃないですかね。研究開発に一生懸命いそしんで、世界に通用するような技術や製品を開発しようという人たち、地元で一生懸命汗水流して働く人たち、こういうふうな人たちをもし育てるとしたら、それは教育方針が変わらないんですか。同じなんですかね。

池田新しい学校づくり推進室長 先ほどの「ふるさとを愛し、世界に通ずる人づくり」、山梨県の教育の全般の基本理念でございますので、中高一貫教育でなければ育てられないというものではございませんが、その目標に向かっての1つの手段であると。先ほど委員がおっしゃった、東京で活躍する人、地元で活躍する人という話もありましたが、どちらかという、そちらのほうが表のようにとらえられるような気もしますが、決してそうではなくて、それぞれの個性、自分の能力に応じた活躍の場を選べるような教育ということでもあります。

丹澤委員 教育の専門でない池田室長に何度も何度もしつこく聞くのは大変恐縮だと思っておりますけれども、中高一貫教育で育てる子供の姿ってあるんでしょうね。中高一貫教育でこういう子供が育てられるんだ、だから、つくりたいんだと。だから、どういう子供をつくりたいのかということが目的じゃないのかと僕は思うんです。こういう子供を育てたいという目的があって、目標があって、その子供をつくるためにはどの手段がいいのか。中高一貫教育でなければできないのか。できないとすれば、この3つの形態のうちどれがいいのかということじゃないかと思うんです。だからまず、県教委がどういう子供を育てたいのか、そこを明確にしないと、どの形態がいいかって出てこないんじゃないかと思うんです。

なぜかという、僕は何度も言っているように、この3つともみんな違うんですから。みんな、目指すところが違うと思うから。だから、まず一番先に明確にすることは、中高一貫教育においてどういう子供を育てたいのか、そこをぜひ明確にしていきたい。

池田新しい学校づくり推進室長 委員がおっしゃいますように、3形態によって、学校の内容も全く違いますし、その学校で取り組むであろう教育課程も全く違ってくると思います。例でいいますと、一般的に併設型ですと、学力重視の中高一貫教育校。連携型ですと、他県の例を見ますと、少子化が進んだところの地元の中学校と連携して、地元の子供たちを地元が育てるといような意識の中で取り組む教育内容になっているかと思います。先ほど申しましたように、職業とか教育というのはそれぞれ個人個人の能力もありますので当然違うものですが、能力、適性に応じたものを十分、最大限に発揮するような子供を育てるために、選択肢として3つの中から、もし複数つくることになれば、3つの中でいい方法を、こういう子供を育てる場合にはこれがいいんじゃないかというような選択も考えられると。

丹澤委員 そうですよね。だから、まず目的が、どういう子供を育てるかというものが定まらないと、どの形態がいいかって決まらないわけでしょう。だから、どういう子供を山梨県はつくろうとしているのか、そこをまず定めていただきたい。そこを聞かせていただきたい。そうしないと、どの形態がいいのか決まらんじやないかと言っているわけですから、そこをしっかりと、どなたが……、総務課長、さっきから首をひねっているけれども、総務課長の考えがあれば総務課長に述べてもらってもいいけれども、まず目標が何だと、そこを明確にぜひしていただきたい。そうしないと、この先に僕は進めないと思うけれども。

池田新しい学校づくり推進室長 育てたい子、育ててほしい人物としては、自立して生きていく力を持って、山梨で活躍する以外には、県外、世界にまで行って、いろいろな分野で活躍できる。それは、先ほどの繰り返しになりますが、職業とかそういうことではなく、発展に貢献できる、そういう人材だと考えています。

丹澤委員 ちょっと教育長さん、明確にしてくださいよ。同じことを繰り返して言っているんだから。

瀧田教育長 委員の御質問に対するうまい答えになるかどうかちょっとわかりませんが、観念的な答えになってしまうかもしれません。先ほど室長も答えたとおおり、人づくりであると思います。その人づくりをどうかみ砕くかというのは、それぞれいろいろな表現があるかと思います。

若干個人的な思いもありますけれども、私たち教師の立場から見ると、学ぶ楽しさ、そこから成就する喜び、さらにその先に、先ほどの鉄棒であれば、健やかな体とか、豊かな心というところへ行くんだろうと。先ほどの例を取りざたして申しわけありませんが、逆上がりができるというのは成就する喜びだろろうと思いますし、そういう意味では、できるだけ速やかな方法を見出すということも価値があるかと思います。ただ、なかなかできなくても、一生懸命取り組むということからも学ぶことは多かろうと思います。さっと逆上がりができた子は、さらに上位の目標、け上がりができるように当然なっていたきたいですし、そういう意味では、全員が同じ尺度あるいは同じ目標、同じ観点で教育を受けるわけではありません。

中高一貫教育というのは、金科玉条のごとく絶対的な制度だと私も思っておりません。ただ、時代背景をちょっと考えると、なぜこれが出てきたかということは、すみません、観念的で申しわけないですが、もともと中等教育の前期部分までは義務教育で全員が勉強しておりました。後期は半分以下が、知らぬ

間に半分を超えるようになり、現在98%ですから、ほぼ全員が中等教育の後期を受けております。そうすると、かつての状態とは今は違うということから考えると、中等教育そのものをやっぱり見直す必要がどこかで出てきているのではないかとこのところから出てきたんだらうと思います。絶対的な、だれもが納得できる解決策がもしあれば、もう既にその解決策は動いていると思いますので、さまざまな工夫をしていくことが必要ではないかなと。そういう意味では、中高一貫教育というものが例示されておりましたので、この例示についても真摯に受けとめて、それを考えていかなければいかんのだらうなと思っています。

目標の設定を、逆上がりができることという一番近いところに目標に置くか、もう少し先に目標を置くかによって、また発言というか、考え方も変わってくると思いますが、私個人としては、ぜひ今のこの世の中の閉塞感を打ち破るためにも、自分さえよければよいといったそういう人を育てるのではなく、たとえどんな困難に直面しても、それを乗り越えるだけの粘り強さ、あるいは自分自身を敬愛し、他も敬愛できるような、そういった子供たちを育てる。

その高位の目標に向かって、じゃ、1つずつどんな手段を講じていくかというふうに考えていきますので、中高一貫教育もそれに向かって何か有効な手段、少なくとも1つは、室長が答えましたように、6年間を通したシステム、それから、理念みたいなものを持って教育に当たることが必要ではないか、現在のこの中等教育の中でという、そんな疑問が投げかけられたと思っていますので、そのことに対してどういった方法がいいのか。現状でもよいのではないかとこの御意見ももちろん審議会でございました。設置したほうがよいという御意見もございましたので、ぜひその辺をよく考えながら、最善の方法あるいはベターな方法を見つけていきたいと考えています。以上です。

丹澤委員

再三こういうふうに言っているのは、まずどういう子供を育てるのか、それを定めて、そして、次に、その子供を育てるにはどういう手段がいいかということをお尋ねしたわけですけども、だから、まずそこを明確にしてもらいたいというんだけど、なかなか明確にできないのか、したら困ることがあるのかわかりませんが、抽象的なお答えで、明確な目標は定めていないという気がします。

それで、もう既に1999年からこの制度って始まっているわけですよ。それからずっと県教委は、当時は、知事の意向でやらないという時代もあったりして、中断してきた。それが突然ここで浮上してきた。前回までは、皆さん方の決めた内容では、併設型、つまり、附属中学校型がいいというふうに来てきた。それが急遽、前回の委員会の後で、今度は連携型がいいというふうに変わってきた。

そうすると、これはさっきも言っているように、併設型がやる教育内容と連携型がやる教育内容って違うんじゃないですか。教育長は盛んに6年間一貫と言っていましたけれども、併設型というのは6年間一貫教育が一部の人はできます。しかし、連携型の場合にはそれは無理じゃないかと。そうすると、教育長が理念で掲げている、6年間できますというのは、いささかこの考え方と外れているんじゃないかと。

そこで、今まで併設型をやろうとしてきたことが、なぜ連携型に切りかわったんですか。

池田新しい学校づくり推進室長 まず、中高一貫教育につきましては3つありまして、6年間を出したというのは、効果の大なり小なりはありますが、取り組み方によって

は、連携型でも6年間連続した教育が機能できると考えております。

それから、併設型を最初言っていて、連携型になったのではないかということにつきましては、確かに庁内検討委員会で、教育的というか、学力を中心に考えた場合には、本県には併設型がいいのではないかという一応の結論を出しておりますが、審議会にその経過等を説明する中で、審議会の中では、県立高校では学力中心、俗に言う受験エリートをつくる学校は必要ないのではないかと。あと、1つの学校に学力の上位層を集中させるということは周辺中学校へ影響が大きいのではないかというような御意見が出ておりました。そのような意見と、それと、私学とか公立の併設型は本県には4校あって、これ以上必要ないのではないかという御意見もありました。

その一方で、本県の現状の中等教育を何とかよくするには何か方法がないかというような御意見がありまして、その中から、連携型を使って、中学校の義務教育と高等学校の接続を今以上によくすることによって、中等教育がよくなるのではないかという御意見をいただきました。それは教育委員会の方針で転換したということではなくて、今のところ、審議会の中の御意見がそういう方向になっているという状態でございます。

丹澤委員

そこが僕は違っていると思うな。目標を定めていないから、そういうふうな形態がどんどん変わってしまうんですね。学力中心の学校は要らないと言っているけれども、学力中心の、そういうような、知識を豊富にさせるような教育をしようと思っていて、もともとつくれば、併設型の中高一貫教育が優先されるじゃないですか。それが、いや、そういうのはだめだ、要らないんだというふうに平気で目的が変わってしまう。じゃ、連携型だと。

だから、目的がしっかりしていれば、どういう高校をつくりたいのか、どういう中学をつくりたいのか、どういう子供をつくりたいのかというのが明確になっていけば、そんな簡単に、いや、併設型は学力中心の学校になっちゃうからこんなものはだめだという結論にはならないんじゃないですかね。だから、そこを明確に定めていないから、これでは目的は、中高一貫教育学校をつくるということだと。つくればいい、どういう子供が出てくるかはいいんだ、どういう子供を育てようかということはいいいんだということじゃないんですか。

池田新しい学校づくり推進室長 繰り返しになるかもしれませんが、先ほども、併設型で育てられるであろう生徒、連携型で育てられるであろう生徒というのは、学校の目標がかなり違ってくると思いますので、その使い分けがあるかと思えます。ただ、今は審議会の答申が出ている段階ではございませんので、審議会では、甲府を中心に集まることにはかなり抵抗がありました。連携型はこういう効用があるんじゃないかという提言をいただいております。その答申をもとにこれから県教育委員会で検討を進めたいと考えております。

丹澤委員

諮問をするというのは尊重するということでしょうか。出てきたものを全く無視して、別の議論をするんじゃない、そんな諮問、審議会なんか必要ないですよ。だから、まず諮問するときに、僕は最初、委員長さんに言ったけれども、何の目的にやるんだと。ここを明確にしないから、いや、利口者の学校はだめだ、そんな学校を県立でつくっちゃだめだというから、またひっくり返ってそうになってしまうというふうに。こういう子供を育てるためにはどういう学校が、中高一貫教育とするならばどういう形態がいいかということを決めれば、おのずから……。連携型なんて、これは一番安易な方法ですよ。利口者の子供なんか県立高校で育てる必要ない。それは私学に任せればいいんだという議論になっ

てしまうから、急転直下こういうふうになってきた。だから、そこをまず明確にしないから、こういうふうに議論が変わってしまうんじゃないかと。

じゃあ、いくら言ってもあれですから、制度の始まりからもう既に13年もたっているわけですから、この制度のいいところも悪いところもみんな出ているはずですよ。僕は代表質問でこのときにもお話をしましたがけれども、もう既に連携型のいいところ、悪いところ、そういうものはもう集めてあるんじゃないか。

池田新しい学校づくり推進室長 連携型は全国に、特に公立についてはたくさん実施されていまして、連携型がどういう内容かということは、ホームページ等の資料で集めています。

丹澤委員 じゃあ、そのメリット、デメリットを、かいつまんでいいですから、代表的なものだけでも話をさせていただきますか。

池田新しい学校づくり推進室長 連携型は、多くが、やっぱり先ほど申しましたが、生徒減少地、過疎地といいますか、本県ではないですが、島とかそういうところの県立高等学校と地元の中学校が1ないし、または二、三の中学校と連携する中で、お互いの教員が交流といいますか、授業を見合うという形で、生徒の個性等を知ることによって、また、高校の先生であれば、中学校の授業の内容を把握するというので、高校に戻ってきたときにその経験を生かして、中学校の教育内容を理解した上で教育することによって、子供にとってのメリットが出てくる。また、中学校の先生が高校へという場合は、中1ギャップという言葉はよく聞きますけれども、やっぱり高校というのも大分大きなギャップがある中で、中学で教えていた先生が高校にいるということで、生徒は安心して高校に入る。心理的な接続をうまくすることによって、落ちついた高校生活が始められるということと、あとは、中学校で習得し切れなかった部分について、高校でまた中学の先生に教わるというようなこともできるというようなメリットがあります。

丹澤委員 連携型で、今おっしゃったようなメリットと言っているけれども、実際これを運用しているところを聞いてみると、なかなかうまくいかない。連携型の場合には、連携している中学校から高校へ行く子供というのは、そこへ全部行くわけじゃない。ある一定の枠しかないわけですから。それも、無試験で。無試験という言い方はおかしいですけども、学力試験はしないで、面接と論文だけで、あるいは作文だけでやることに決まっているわけですね。それは附帯決議がついてしまったから、やっているわけです。そうすると、そういうふうな子供と、一定の枠しか行きませんから、ほかの子供はよその高校へ行かなければならぬ。そうすると、連携している高校とカリキュラムを極端にすることもできない。かといって、高校の先生がそこへずっと行きっきりでやるわけにもいかない。1コマか2コマ見て、やらせる。逆に中学の先生が高校へ行く。これはなかなか難しいというのがどうも実態のようですよ。

そうすると、書いてあることのように、本当に実態が、今言ったようなメリットになっているのか。それはインターネットで調べられたわけですけども、それで皆さんは連携型で大丈夫だと思いませんか。

池田新しい学校づくり推進室長 先ほどインターネットとは言いましたが、直接学校にお邪魔した学校もありまして、やはり違う校種を経験した先生方は一様に、行った学



校での経験をもとに、戻ってきた学校での生徒への指導というのは、かなり効果があった、成果は上がっているという話を聞いてまいりました。また、高校入試が簡便な方法ということになっておりますけれども、それに対しては、それも取り組む姿勢というか、やる気の問題というところもあるんでしょう。高校入試を目標に勉強するというのがなくなってたがが外れるということを防止するための定期的なテストをやったりとか、そういう、課題に対する対応をとってるとい学校もございます。

丹澤委員

教育長、県教委は15日に開きますよね。当然、今までの話を聞いていますと、連携型の答申があると私は確信をしています。そのときに、県教委は、高校をつくるんだと、中高一貫教育をつくるのが目的であって、どういう子供を育てるかそれは二の次の話であって、つくることが絶対条件であると、こういうふうに考えていますか。

瀧田教育長

6月の議会のときにもお答えしましたように、設置ありきで教育委員会は臨んでいるわけではありません。設置の必要性もお願いしてございます。委員御指摘の御意見の中で、私なりの理解をさせていただくと、形態が云々ということでしたが、この形態ありきというスタンスでは臨んでおりませんし、設置しないという選択肢ももちろんあるわけです。そういう意味では、私どもはどうしても教育界の中でしか判断できないわけですから、外部の方から、一般的な立場に立っていかがでしょうと、その御意見を賜りたい。

ただ、ここまでの審議状況を伺いますと、多種多様な御意見が出ております。一本に果たしてまとまるかなという不安も個人的には持っておりますが、当然、審議会ですので、何らかの形で答申をいただくと信じていますので、それをももちろん重く受けとめながら、その中でどんなふうに教育委員会が県民におこたえし、どんな施策を打っていくかは責任を持って考えていきたいと思えます。その上でまた、委員各位に御相談する中で、どういった施策が最もよいのか、そのことはお教えいただきたいと思っております。以上です。

丹澤委員

教育長、まずこれを議論するに、僕はどういう子供を育てるかということをもまず基本に据えないと、これは今の考え方でいくと、中高一貫教育をつくるということが目標になってしまっていて、どういう子供を育てるのかという、そこが明確でないから、議論でどんどん変わってしまうんですよ。いずれ皆さんが、答申があったときに決めるんでしょうけれども、そこを明確にさせていただいて、だから、この形態の学校をつくりますと。だから、この形態ですよ。一番つくりやすいから連携型をつくるじゃないです。

僕の答弁に高校改革と書いてありました。高校改革のために中高一貫教育をつくる。それはちょっと違うんじゃないかと、その答弁は。また、僕はこの後で高校改革の話をちょっとさせていただきますけれども、これはもっと違う話が本当は出てくる話だと思うけれども、15日の答申が、連携型と出てくるでしょう。そのときにもう1回、県教委の内部で議論をして、議会のほうへ、こういうふうな形で結論を、連携型をつくりますという話になると思うんですけども、きっちりとよくわかるように説明をしていただきます。

東京都は、連携型って1つ、2つじゃないんですよ。御存じのとおり、教員が整ったところは全部しましようというぐらいの気持ちでやっているわけですよ。金がかからないから、そして、県はつくったぞということを県民に見せるために、金がかからないで簡単にできる連携型に一番落ちついたら、こう言われぬように、ぜひお願いしたいと思います。私は以上です。

（知事と教育委員会との関係について）

山田委員

それでは、関連で中高一貫校の話をするんですが、その前に、今回の2月議会の始まる前に、あくまで山日新聞を読む範囲で、知事が教育委員会に関して、ちょっと表現が非常に微妙なんですけど、自分の意のままにならないという表現なのか、意思伝達が非常にうまくいっていないというようなニュアンスが山日新聞に載っておりました。それについて、橋下前府知事も、やはり教育委員会に対して持たれていたようです。もちろん教育行政がそのときの首長によって大きく変わるということがあってはいけないことが前提にある上で、しかしながら、知事という立場で、県教委を自分の思い、今、丹澤委員が言ったように、やはりどういう子供をつくるために教育委員会にこういうことをお願いしたいという、そういうものが当然あると思うんです。そういう中で、なかなかトップに立っても、自分の思うようにいかない部分もあるというようなニュアンスが載っていたところについて、まず教育長にその件についての見解をお聞かせいただきたいと思います。

瀧田教育長

知事といろいろお話をさせていただく機会もございまして、1つの指示としては、中等教育全体を含めて、その中の1つの手段としての中高一貫教育というものももちろんあるわけで、検討してくれという言葉いただいています。その都度、審議会の状況等もお伝えしてございまして、もしかして、やりとりの中で、教育のことは知事部局は直接命を下せないなど、教育委員会の独自性も配慮しなければいけないという思いが知事さんにあると、そのことが活字として皆さんにどうとらえられたかわかりませんが、おそらく知事は、教育委員会の独自性も尊重しながら、知事としての姿勢もきちんと私どもに伝えてくださったというふう考えております。以上です。

山田委員

中高一貫校から入ってしまったからいけないんですが、知事は教育委員会全体に対するイメージを記者会見で述べ、山日が書いたのを私はそう思ったんです。わかりやすく言うと、議事録にそのまま残るのもちょっとうまい言葉が…、要は、そのまま記事を読めばいいんですけども、ややもすれば少し意思の疎通を欠いているようなニュアンスがやっぱり、中高一貫校じゃなくて、教育委員会全体に対して思っている件についてお尋ねをしました。その件について再度。

瀧田教育長

先ほどの答えで同じ答えしかありません。知事の教育に対する思いをもちろん常日ごろ伺っておりますし、知事としては、教育委員会の独自性ももちろん尊重して下さるという言葉時々におっしゃっていただいていますので、そこは当然、意思が合わないとか、そういうことは今のところ、私は全く感じておりませんし、さまざまな教育界全般にわたる、大阪府下のことについても、内容までは言えませんが、いろいろな情報を交換させていただいています。以上です。

（中高一貫教育について）

山田委員

それでは、時間もかなり押しているんで、中高一貫校について。私も日ごろより、中高一貫校については、丹澤委員が言ったのは、もちろん人物像も出てきて当然ですし、そういう答申が出てきて私もいけないとは思わないし、複線化も大事だと思う。しかしながら、これを公教育でやるということに対して、私は非常に疑問をもともと持っているということについてまずお聞きしたい

と思います。

池田新しい学校づくり推進室長 中高一貫教育につきましては、本県の場合は、公立が1校、私学が3校という形で存在していきまして、私学が中高一貫教育のメインに据えているようなところがあり、県民もそういう見方で見ているんだなということなんです。この制度を法制化する時点には中高一貫教育という公立のものはなかったんですが、この制度は既に国立とか私学である程度やっていて、中教審においても成果が上がる、いい教育だということで、これを公教育のほうにも制度として入れられる仕組みをつくるのが文部科学省の役目ではないかというような意見があったと。

山田委員

私も室長との話の中で、まずこれをやる必然性がどこにあるのかと。今、丹澤委員が言うように、こういう教育を、山梨のこういう青年、こういう子供たちをつくっていきたいというものがある。そのためには、私学もあるけれども、公教育でもここは1つどうしてもつくるという、そういう熱いものがないから、こうやって議論がゆさゆさ揺られると方向が変わる。

かつて、私もPTAをやっていたときに、うちの長女は、学区の関係があって西高しか受けられないということで、西高へ行きました。私もやっぱりこれは総合選抜、ぶっ放さなきゃだめだということの中で、まさか全県1区になるとは思わなかったけれども、全県1区になる。あのくらいのセンセーショナルな事案を出して、それでいてまた、全県で自由に学校が選べるという、まさに公平な部分になっていたところにきて、中高一貫校、今言うように3つの形態がありますけれども、普通考えれば、普通の人の中高一貫といたら、その中学に行ったら、そのまま高校へ行くという、こういう認識しかないわけです。それをあえてその地域だけの子供たちをいわば囲い込みということが、一たん広げた大ぶろしきを、今さらそこだけやるということは私は無理ではないかということ再三申し上げているし、その必然性、今言うように、子供のため……、私は何度も言うように、ちょうど中学生の子供を持つ保護者の1人としても、そんなことを本当に県教委がやって、だれが責任をとるんですかという話をしているように、その件についてはどう考えているんでしょうか。

池田新しい学校づくり推進室長 全県1学区の話も出ましたが、連携型ですと、既存の中学校と既存の高校が連携するということになりますと、就学指定を受ける中学校のそのエリアに住む生徒が対象になります。これは連携型をその地域でやる必要性があって、連携型を入れることによってその地域にメリットがあるから導入するというので、地域全体との相互の理解といいますか、市町村教育委員会の理解もいただかなければなりません。ただし、仮に併設型等になった場合には、狭い地域だけの対象者というじゃなくて、学区にかかわらず募集ということがありますので、特に取っ払ったものがまた小さくなるということとはちょっと違うのかなと。

山田委員

私はやっぱり非常に残念だと思っていますね。あのときのような、自分たちの行きたい学校に行きたい、そういう子供たちの思いがまさに、教育委員会が議論して、いろいろな……、せめて3学区になるかと思ったのが、1学区でやるんだとあって、あのときも相当なアゲンストの風があったと思いますけれども、そういう議論をやっぱりしてくれていたと思います。今、私はこの場において非常に残念だと思うし、子供たちの将来がそこで決まってしまうということは、議論が首尾一貫しないというのか、腰が据わっていない議論に終始してし

まって、本当に私は残念だと思っております。

この議論を長く続けても、結論はまたしどろもどろの答弁が来るだけなので非常に残念なので、この辺にしておきますが、今の、丹澤委員の言った質問に対して、「ふるさとを愛する、世界に通ずる人づくり」って、じゃあ、ほかの中学に行ったらできないのかということ、答弁も含めて、もっと教育委員会、しっかりして、子供の教育、山梨の教育、これから少子化になって人口が少なくなっていく中で、山梨らしさ、今言う、浅川巧さんのような人が出てくるような、人材を生かそうとする、そういう気概が全然見えない。私も県議会議員として、やっぱりチェック機能しかないから、提案型のことはできませんけれども、私はそういう意味では非常に残念に思っております。答弁は要りません。

（「早寝早起き朝ごはん」について）

時間の関係もあるので、引き続き、「早寝早起き朝ごはん」の件を今回、一般質問させていただきました。これについてはお答えいただいたとおりなんですけど、実はこれに関してはもうちょっと、委員会で一問一答でいきますからあれですけども、教育長は朝食をとっている方はかなりの数がいるということで、事実、「今日、朝食を食べてきた人、絵をかいてごらんさい」と言ったら、それはチョコレートコロネをかいたり、パンをかいたり、いろいろしました。確かに朝食はとっている。でも、この本当の、食育基本法の目指す「早寝早起き朝ごはん」の趣旨は、朝に米を食べと言っているのが本来の趣旨ではないかと思うので、今後、統計をとるときは、朝御飯の中でも、朝食を食べてきました、40何%ありました、その中で米の御飯を食べてきたのか、それ以外のものなのかをやはり分けて今後は集計していただきたいと思いますが、その件について。

一瀬スポーツ健康課長 御指摘いただきました点につきましては、今後の調査に活かしてまいりたいと思います。

山田委員

じゃ、ぜひよろしくお願ひいたします。私たちも1年生議員で生意気なことを大分言わせていただきましたが、それだけ思いも非常に強かった、教育に対して強かったということです。順繰りに委員会も変わっていくということでもありますので、子供たちの将来を担うのは、教育委員会を含めた、ここにいる皆さん方だと思うし、我々もその1人だと思いますので、ぜひ今後も真摯な態度、子供を中心なところで行政を行っていただきたいことをお願ひして、質問を終わります。ありがとうございました。

（小瀬のアイスアリーナについて）

皆川委員

小瀬のアイスアリーナについてお伺ひしたいと思います。今、アイスアリーナでフィギュアの選手を中心に一生懸命練習しているわけですけども、大分成果が上がりまして、国体の優勝やいろいろな全国規模の大会でもいい成績を上げているということを聞いております。また2年後にはロシアのソチで冬季オリンピックがあつて、その目標に向かって一生懸命本県の関連選手が頑張っているわけでもありますけれども、今の小瀬のアイスアリーナは、いわゆる使える、滑れる期間が非常に短いということで、やむなく他県の施設を利用したり、いろいろなことで苦労しているという話も聞いております。

富士吉田市にあります富士山アリーナが23年度の営業をもって終了するというに伴いまして、そこを拠点として練習しているアイスホッケーやショートトラック競技の選手等が、今後、小瀬のアイスアリーナを利用すること

になるんじゃないかと思うんですね。そうすると、練習する人が非常にふえてしまって、フィギュアの選手も大変だなという感じがします。

こんなことを背景に二、三お聞きしたいんですけども、現在、アイスアリーナの利用期間というのは9カ月と聞いているんですけども、この辺ちょっと明確に教えてくれますか。

一瀬スポーツ健康課長 アイスアリーナの条例上の利用期間につきましては8月1日から3月31日の8カ月となっておりますけれども、平成18年度から半月延長しまして7月15日から、それから、平成22年度からさらに半月延長いたしまして7月1日から3月31日までと、現在は9カ月の営業期間でやっています。

皆川委員 じゃ、これまでの、1年間を通してというか、今言った期間の利用者はどのぐらいいたんでしょうか。

一瀬スポーツ健康課長 平成22年度の利用者は約7万8,000人でした。ここ5年間平均の利用者の数は約8万人でございまして、去年は震災の影響等があったので若干減ったのかなというのがございまして、基本的には利用者の数は少しずつ伸びてきているという状態でございます。

皆川委員 これは通年にできないことの理由に、やっぱり経費がかかるとか、そういうことだと思うんですけども、今の状況の中で、1カ月当たりの運営管理費というのはどの程度であって、また、これに利用料というんですか、収入はどの程度であるか、この辺のバランスをちょっと教えてください。

一瀬スポーツ健康課長 1カ月当たりの運営管理費につきましては約530万円です。それから、アイスアリーナ部門の入場料の収入が約220万円という状況でございます。

皆川委員 そうすると、期間を延長するとさらに赤字がふえると、こういうことになるんですね。これは非常に難しいな。しかし、そうはいつでも、先ほど私が言いましたように、せっかく伸びてきている我が県に関連する選手たちのことを思うと、使えないから東京まで行って練習するとか、この負担がやっぱり大変なんですよ。特にフィギュアというのは金がかかりまして、できたら地元での練習がいに助かるという話を私、よく聞くんですよ。そういうことを考えると、確かに費用がかかってしまうかもしれない、赤字がふえるかもしれないけれども、何とか県のスケート競技の競技力の向上ということを考えてもらって、期間を伸ばしてもらおうということにはできないものなんじゃないかな。例えばあと1カ月延ばして10カ月ぐらいにするとか、そこら辺、意見を聞かせてください。

一瀬スポーツ健康課長 先ほども御説明させていただきましたように、18年度、22年度で約1カ月延長してきております。その延長の仕方というのは、平成18年度から小瀬スポーツ公園についての管理が指定管理者制度になりまして、現在、体育協会に委託して、管理業務を行っていただいております。指定管理料の中で1カ月分の電気料とか、製氷費だとか、こういったものを何とか捻出させていただいて、今現在、1カ月延長している状況でございます。今後またさらに1カ月の延長となりますと、指定管理料は5年間の債務負担行為を御議決いただいた上限が決まっている金額の中で回していくこととなりますけれども、この中

である程度体協で経費節減等によりまして、1カ月分のアイスアリーナの運営料等が捻出できれば、対応が可能なのかというところもございまして、体協、それから、指定管理の所管課自体は県土整備部の都市計画課で引き続きやっておりますので、都市計画課とも相談をしながら、検討をさせていただきたいと考えているところでございます。

皆川委員

300万円か400万円になるのかわかりませんが、先ほど私が最初に言ったように、そういう交渉をすることもまた大事なことであり、そしてまた、個人負担がさらにえらくなってしまう。ほかのところに行かなきゃならない。大変なことだから、その辺も考えてもらって、今言った指定管理者とか、あるいは所管の問題もありますけれども、ぜひこれからも前向きに、少しでも期間を延ばしてもらえ……、大変強い要望が来ているんです、競技会からね。だから、そのことで、今、前向きな答弁をいただきましたので、さらに頑張ってもらって、なるべく練習期間をふやしていただきたいと思っております。

（全国学力・学習状況調査について）

塩澤副委員長

先ほど山田委員からの話もあって、早寝早起き朝ごはんなんて話もありましたけれども、全国学力・学習状況調査のことでちょっとお伺いしたいと思っております。この結果を受けて、非常に低い位置だというようなことで、昨年からの例のつまずき診断等やって、子供の学力向上に一生懸命取り組んでいくんだという話でやっているわけですが、学習状況調査、特に、先ほどの朝御飯の話じゃないですけど、家庭での生活状況の部分が若干あったと思っております。家でいろいろな生活が乱れてきたときにはなかなか勉強にも手がつかないというのが現実かなとも思いますが、そういう調査をされ、結果を受けた中でどんな取り組みをされているのかちょっとお伺いしたい。

堀之内義務教育課長

全国学力・学習状況調査は、質問紙というのがありまして、今、委員の御指摘のように、子供たちの生活の様子等も調査いたします。そういった中で出てきたことなんですけれども、1点は、ある会社が調べた、全国学力・学習状況調査の結果の分析があるんですが、これで見ると、山梨の子たちというのは、道徳とかそういった面を含めて、テーマが、「学力だけじゃない！知徳体がバランス良く育つ都道府県はどこか？」なんていう、こういうまとめ方をしているんですが、これで見ますと、山梨は、宮崎に次ぎまして全国2位、よい子が育つ県というふうな結果も出ております。これは19年度の結果なんですけれども、その後この会社でやっていないものですから、ちょっとわかりません。

あと、うちの道徳担当の者が調べても、やはり上位のほうに山梨県の子たち、特に困っている人は助けるというふうな部分は小中学生は非常に高いということがあります。

この結果につきましては、当然、家庭学習の様子とかさまざまな面でそれを施策に反映するというので、今やっている学力向上対策事業の中にもそれを取り入れて、家庭学習の推進とかそういったことはやっています。

ここで、「てっなかなかいじゃんけ！山梨県」というのは、まさに質問紙の中身をとらえながら、御家庭に、こういったことを協力してほしいとか、子供たちが今こういう状況だからこうしましょうというようなことをアピールしながら、過去の質問の内容も使って、施策の中で子供たちの学力やいろいろな生活の状況を改善するようなそんな働きかけに使っております。

（高校改革について）

丹澤委員

高校改革について伺います。池田室長ばかりで本当に申しわけない。恐縮至極。この間の入学試験におきまして、郡部の普通高校は大変苦戦しました。甲府市周辺の、特に地元の身延高校はもう本当に生徒がまばらで、大混乱どころじゃない。危機感を持っています。私の地元の市川高校も、先生方が駆けずり回ってようやく確保したという状況なんです。この原因というのは何だと考えますか。

池田新しい学校づくり推進室長 原因というの、正直、はっきりわかりません。身延高校につきましては、特に南部町の子供たちが、生活圏という意味もあると思いますが、静岡の高校へ行く、県外へ行くという人たちが近年ふえているという状況でございます。

丹澤委員

身延高校の場合には、静岡へ行く人もたくさんいる。それは魅力がないということですよ。身延高校に魅力があれば、人が入ってきてくれるということだけでも。甲府市周辺の学校というのは、甲府の5校の普通高校に限定して話をしますと、今年の普通高校を志望している生徒のうち、5校に43%が入れてしまうんです。国中に普通高校が15校あります。そのうち5校で43%の子供が入る。残りの57%を10校で取り合っているわけです。そして、甲府は7クラスあります。

こういう状態が続きますと、だんだん甲府市内の子供、旧甲府学区の子供は減ってまいりますから、ますます甲府の5校が占める割合は大きくなりますね。これを何とかしないと、甲府周辺の子供というのは、今は、大変失礼な言い方かもしれませんが、甲府学区に行きたくてもちょっとという子供が周辺に流れてきてくれていますからおさまりませけれども、これが甲府の枠が年々拡大していきます。枠は拡大しませけれども、子供が少なくなるから、入りやすくなってくる。そうすると、ずっと吸収されてしまう。これを何とかしないと、郡部の高校ってだめになってしまうんじゃないですか。いかがですか。

池田新しい学校づくり推進室長 今年、甲府地域の普通科高校はすべて7クラス280人という、昨日行った入試の定員はそうになっておりますが、今後、定員を策定するに当たっては、地域の子供たちの卒業生の数とか、地域の希望等を毎年とった中で、今までもそうですが、それに基づいた定員策定をいたします。

丹澤委員

やるべき改革は僕はたくさんあると思っているんですけども、その中でも特に今問題になっているのは、前期試験の問題、それから、専門教育学科の問題、これもほとんどが、一部の高校を除いてはみんな定員割れしていますね。集めるのが大変だと高校の先生たちが言っています。これもやらなきゃならない。学校の数が絶対的に多いわけですから、これも何とかしなければならぬというようなこと。

本当に大変申しわけないと思うけれども、県教委は何で、よその県がもうだめだと、失敗しているということが一番最後になってやってくる。前期試験もそうですよね。全県1学区になったときに、よその県ではもう弊害が出てきていて、これはあんまりいい制度じゃないんじゃないかなと言っているのにもかかわらず、この制度を導入している。そして、学校での総合選抜もそうでした。よその県が、ぼつぼつこれ、だめじゃないかなと言っているときにもかかわらず、依然として堅持して、ついこの間まで全県1学区を阻止してきた。それで、

総合学科も、よその県が、これ、ちょっとおかしいんじゃないかなというのにもかからず、全県下に5つつくるまで断固としてやめないと、こういう姿勢をずっと貫いてきた。

よそをよく見てみれば、これってだめじゃないかと。今回の中高一貫もそうです。長野県がやったら、44県ですか。44県がつくって初めてびっくりして、何とかしなきゃ県がおくれちゃうということで飛び出してくる。もっと先進的に、自分の子供をどうして育てたらいいかということのをぜひ先に検討していただきたいと思います。

そういうことで、高校改革についてやるべきことはたくさんあると思うけれども、本当はこれをすぐやっていただきたい。むしろ中高一貫なんかよりも、これのほうを先にやらなければ、地域の高校が衰退してしまっ、学校がもう手おくれになってしまうというところまで実態は追い込まれているんです。高校の先生が一生懸命中学校へ行って、そして、ぜひ送ってもらいたい、そうお願いをして歩いてきてようやく確保している状況なんです。だから、早くこの高校改革をぜひしていただきたい。という意味で、何からしていくのか、何をやるのか、その点だけでもいいですから、お答え願いたいと思います。

池田新しい学校づくり推進室長 教育委員会は、今ございますように、高等学校整備基本構想、21年から31年までの10年間の計画がございまして、魅力と活力ある高校づくりという、この中で、再編・統合をしていかなければならない地域、そのほか、専門教育学科につきましてもより一層充実を図っていきたい。ほかの学校にはそれぞれ悩みもありまして、その悩みもお聞きするところでございますが、その悩みも聞きつつ、学科再編等も含めて、より充実した県立高校になるように努力していきたくて考えています。

丹澤委員 教育長、全県1学区にしたというのは、高校に学校間の競争の原理を導入したということですよ。商売じゃ、安売りをするとか、いい品物をそろえとってありますけれども、学校が競争の原理を導入されて何をするか。魅力ある高校をつくらないと、生徒が集まってこないわけですよ。それができるのは……、高校の校長先生って、聞けば、大体2年しかいない。それ以上いた人はない。そういうふうに頻繁にかえる先生が、自分の代で魅力ある高校をつくる。全国にはそういう例が幾つもあります。倉吉の東高校みたいに、自分の代でかつての進学校を取り戻したという先生もいます。しかし、まれです。

県教委が方針を持って、この学校はこういう魅力を育てていかなければならない。私の地元でいえば、市川高校は合唱。このコーラス部が全国でいつも上位に入賞する。これはいい先生を送ってくれているからそういうことになる。というふうに、県教委が、その地域の、今まである風土を育てるような考え方で検証していかないと、まさに魅力ある高校……、頭だけで勝負するというのはそれは難しいでしょう。だから、そういうふうな魅力ある高校をつくるということで、教育長、そういう方針をぜひ県教委としてずっと続けられるような方法をぜひ考えていただきたいと思います。いかがですか。

瀧田教育長 委員の御意見、確かにごもっともですけれども、本県の場合には、御指摘のとおり、2年ないし、マックスでも5年ぐらい、校長の職にございませぬ。それは登用する年齢というようなことございますので、それも抜本的に考えていかなければいけない。それ以外にも、校長をどう教育委員会が育てるのか、教職員をどう育てて……、校長だけが学校を動かしているわけではございませぬので、全員の力でまさしく一丸となって山梨がこたえていくと思っておりますので、



御期待に添えるような、教育組織を目指して参ります。

- その他
- ・委員会報告書の作成及び委員長報告並びに調査報告書の作成及び調査報告については委員長に委任された。
  - ・閉会中もなお継続して調査を要する事件は、別紙のとおり決定された。
  - ・1月17日に実施した県内調査については、議長あてに報告書を提出したことが報告された。

以 上

教育厚生委員長 望月 勝